

令和5年第4回美祢市議会定例会会議録（その2）

令和5年12月5日（火曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	6番	村田弘司
7番	杉山武志	8番	坪井康男
9番	猶野智和	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	荒山光広
15番	高木法生	16番	竹岡昌治

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	岡崎基代	議会事務局議事調査班長	石田淳司
議会事務局庶務班長	阿武泰貴		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	志賀雅彦
教育長	南順子	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	総務企画部長	佐々木昭治
市民福祉部長	井上辰巳	地方創生監	大塚一輝
建設農林部長	市村祥二	観光商工部長	河村充展
会計管理者	中嶋一彦	教育委員会事務局長	千々松雅幸
上下水道局長	白井栄次	病院事業局管理部長	安村芳武
消防長	松永潤	デジタル推進部次長	落合浩志
総務企画部次長	古屋敦子	市民福祉部次長	佐々木靖司
建設農林部次長	中村壽志	病院事業局管理部次長	古屋壮之

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

- 1 藤 井 敏 通
- 2 猶 野 智 和
- 3 秋 枝 秀 稔
- 4 岡 山 隆

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（竹岡昌治君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をさせます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 御報告いたします。

本日配付してございますものは、議事日程表（第2号）の1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、猶野智和議員、秋枝秀稔議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次質問を許可いたします。藤井敏通議員。

〔藤井敏通君 発言席に着く〕

○5番（藤井敏通君） 皆さん、おはようございます。会派みらいの藤井敏通です。

この新しい議場になりまして、今日が一般質問、最初の日でございます。その最初の一般質問のオープンに先立ちましてですね、私が1番手ということで、非常に光栄に思っておりますし、身の引き締まる思いでございます。以前にも増して緊張しておりますけれども、100倍は気合を入れて、本日の一般質問を伺いたいと思います。どうか回答をしていただける皆さんも、100倍気合を入れてお答えをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日、質問のテーマとしましては、2つ用意しております。

1つが、美東地域における教育環境整備についてというものと、もう1つが農業政策の地域計画策定についてでございます。

この2つの質問は、いずれも以前、一般質問を行っておりますし、どうか、それ以降の進捗等踏まえて、しっかりお答えをいただきたいというふうに思っております。

それでは、最初の美東地域における教育環境の整備について御質問いたします。

早いもので4年前、私が市議選に立候補しようというふうに思ったとき、そのスローガンをストップ人口減少ということでもとめました。

これは、生まれてから小学校、中学校15年間を通じて、本当に特徴のあるいい教育ができる、そんなまちにすることで、まちおこしをしたいというふうな思いから、このスローガンを考えた次第でございます。

幸い、私が今生活しております美東地区——地域というのは、幼稚園——すみません。保育所、小学校、中学校と隣接しております。また、その周りも、川あり、田んぼあり、山ありということですので、非常に環境にも恵まれておるところでございます。

そういう意味で、生まれてから中学卒業するまでの15年の一貫教育というには、非常に地理的にいい条件が整っているところじゃないかなというふうに思っております。

また、美東町の学校運営協議会から市長、教育長宛てに、施設一体型の美東小中学校の設立という要望書も出されておりますし、併せて認定こども園の設立の要望も出されております。

こういう背景——以上のような背景を踏まえまして、まず最初に、施設一体型の美東小中校の設立についてお伺いいたします。

学校運営協議会の要望にもありますけれども、教育委員会とも度々交渉を重ねられたと聞いております。で、結論も出たというふうに伺っておりますけれども、その交渉の経緯、あるいは結論、それがどういうふうになっているか、まずお伺いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

それでは、協議の経緯につきまして、時系列で、また簡略に御説明をいたします。

まず、昨年12月16日に、美東小中学校学校運営協議会から、施設一体型の小中一貫教育校に関する意見書が提出されました。

この意見書の内容は、施設一体型にいつ移行するのか、また、令和7年4月の再編統合を要望するといったものでした。これを受けまして、令和5年度の早い段階で合意形成が得られ、なおかつ、小学校と中学校の施設を分ける分離型とするのであれば、令和7年4月に、3小学校を統合することは可能である旨、回答したところであります。

そのうち、本年3月23日に美東小中学校学校運営協議会と意見交換を行いました

が、施設一体型の小中一貫校の実現に向けて、意見が平行線をたどりました。

美東小中学校学校運営協議会におかれましては、保護者の意見を大切にし、尊重したいとの思いから、各学校のPTA総会等で、その目的や意義等の説明をされるとともに、保護者の皆様の意見集約を依頼されております。

その結果、各PTA等において、施設一体型を目指し、令和7年4月に3小学校を統合する方向性が最終的にまとまったと伺っております。

これを受けまして、6月9日に、美東中学校育友会会長、3小学校のPTA会長の連名で、美祢市立小中一貫教育校、美東小中学校に関する要望書が提出されました。この要望書が提出されたため各PTA等との役員方と8月10日に協議を行い、おおむね合意形成が図られたと認識いたしましたが、その後8月22日に、美東小中学校学校運営協議会と協議を行った際には、施設一体型への移行を強く求められる意見が出され、その場での合意形成には至りませんでした。そこで、改めて10月2日に美東小中学校学校運営協議会と協議を行い、できるだけ早い時期の小中一貫教育校、美東小中学校の施設一体型の実現を目指し、まずは太田小学校の校舎を活用して、3つの小学校を統合した新たな小学校を令和7年4月に開校することで合意したところであります。

そして、最短で令和8年4月に施設一体型の実現を目指すということが、これまでの経緯であります。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 今、交渉経緯なり、結論につきましては御説明を受けましたけれども、7年の4月から3小学校を1つにしてということで、そのあとの本来の小中一貫というのはですね、まあ、今後の課題というか、早ければ翌年の8年の4月からというお話でございましたけれども、具体的に、じゃあ美東小中学校ということがなったとして、その立地、あるいは一番私気になるのが、どういう今までの小学校、中学校じゃなくて、今度一貫ということになったときに、どのように例えばカリキュラムが変わっていくのかとか、あるいはじゃあそのときの組織ですね、特に気になりますのが、やっぱり小中1つの学校ということは、校長は1人だろうと思うんですけれども、今のように分離だと、実質一体でやっていますといっても、各中学校小学校、校長がいらっしゃると。要は、やはりヘッドが1人じゃないと、統一的なカリキュラムを組めないでしょうし、協議もできないと思いますので、そ

の辺、立地、カリキュラム組織、これは具体的に一体化なったときにはどのようにするのか、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 藤井議員の御質問にお答えします。

まず、施設一体型の美東小中学校の立地につきましては、既存の美東中学校の校舎を活用し、改修、増設等を行うことを考えております。今後、美東地域で未来を開く学校づくりに向けた協議会を立ち上げ、その中で、施設整備の方針等を含め、協議を進めていくつもりです。

また、施設一体型小中一貫教育校を見据え、小中学校全体でビジョンを共有し、カリキュラムに反映していくことで、特色を出していきたいと考えております。

大田小学校、綾木小学校、そして淳美小学校の歴史と伝統を踏まえ、それぞれの地域が育んできた特色ある教育活動を大切にしながら、地域への誇りと愛着を育むことを基盤として、変化の大きなこれからの時代を生き抜く資質能力を養うために、子ども主体の学校づくりや情報化、国際化への対応を意識したカリキュラムの作成を準備していく必要があると捉えております。

文部科学省が学校教育法等に基づき、各学校で教育課程を編成する際の基準を示した学習指導要領を踏まえ、今後、美東地域において、地域、保護者、学校で構成される未来を開く学校づくりに向けた協議会の中で検討する場を設け、その中で練り上がった意見や児童生徒の意見を取り入れながら、何よりも、実際に学校で学ぶ児童生徒一人一人の幸せを願って、美東地域ならではのカリキュラムをつくり上げたいと考えております。

なお、教職員組織ですが、施設一体型小中一貫教育校になれば、校長は1名となり、職員室も1つにする方向で考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） ただいま教育長のほうから一貫校になったときのカリキュラムをどうするかというお話がございましたけど、正直、今お聞きしてて、非常に抽象的だなあと、カリキュラムを実際に組むとなると物すごい具体的になりますよね。

そういう意味で、先ほどのお話だと、未来を拓く学校というか、そういう協議会

で十分協議したいというお話でございましたけれども、ぜひですね、本当に先ほどの理念に基づいて、具体的にじゃあどういふふうな特徴をどうカリキュラムのほうに反映させるかと、その辺を具体的にやっていただきたいと。もう時間もそんなにないと思いますから、ぜひ、その辺を——で、また、その辺、カリキュラムがどうなんだっていうのがある程度分かれば、それをできるだけオープンにしていればなというふうに思います。

それで、あと7年の4月から、一応、もう3小学校1つということは、綾木小学校、淳美小学校というのは、廃校というか、もう生徒も通わなくなるわけですね。そうなってくると、綾木小学校、淳美小学校の跡地、これをどう本当に活用するかっていうのが、もう1つ大きな問題だと思うんですけど、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 藤井議員の御質問にお答えします。

まず、これまでの学校跡地の利活用の状況ですが、全体的に体育館及び運動場につきましては、学校開放での利用実績や、地域からの要望を踏まえ、その後も引き続き地域の皆様が使用できるよう、地域の体育館及び多目的広場として設置管理を行っております。

校舎につきましては、地域の皆様に意向の取りまとめをお願いしており、これまで各地域では協議会を立ち上げられ、協議された結果については、それぞれ要望をいただいております。

多くの場合、地域交流センターやコミュニティセンターとして活用されており、中には、桃の木小学校のように、山口県立宇部総合支援学校美祢分教室としての活用や、別府小学校のように公民館として活用しているケースもあります。

なお、特に地域での利活用の意向がない場合には、地域活性化に資する提案の募集を視野に入れるなど、市において利活用を検討してまいることとしております。

再編後の校舎等につきましては、市の公共施設の在り方についての基本的な方針や、各種施策との整合を図りながら、地域の要望を考慮し、跡地利用を考えてまいります。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） ちょっと待ってくださいね。もう1つお聞きになったと思う

んですが、いいですか。藤井議員、いいですか、もう1つ具体的についていうのをお聞きになったと思うんです。極めて、先ほどの答弁は抽象的だったと思うんです。

(発言する者あり) はい、分かりました。藤井議員、重ねてまたやってください。

○5番(藤井敏通君) どうもありがとうございます。

私は、実は、この跡地の利用ということで、具体的に例えば、ちょうどもう五、六年前ですか、赤郷小学校が廃校になった後ってということなんですけど、残念ながら、いまだにまだ有効活用がなされていないかなあと。

一方で、例えば本郷小学校、これは地元の農事組合法人の事務所に一部活用されたりということがあると思うんですけれども、やはり、先ほどのお話だと、地域での協議会で、その活用を考えるようになっていうお話でした。確かに、地域でどうやっていくってというのが一番大事とは思いますが、何よりも、やはり建物は——我々が住んでる家でもそうなんですけど、使わないとすぐに傷んでしまいますね。だからできるだけやはりそれを活用するようにですね、積極的にやるのが大事じゃないかなあとおぼろしく思っていて、例えば、私の地元の綾木小学校については、本当に、民間も含めて、しっかり活用をしていきたい——いったらいいんじゃないかなというふうに思っております。

それで、こちらのほうはじゃあ民間が使うとなると、なかなか、もう一般財産っていうんですか——になって、また管理の方法も違ってくると思うんですけれども、その辺もですね、ぜひ、実際の有効活用の、こういうことでやりたいというような意見があれば相談に乗っていただいて、有効に活用できるようになればと思っております。

それと、あともう1つ、小中一貫校以外に、学運協のほうからお話がありました認定こども園についてでございます。

そのときのお話だと、今、大田保育園と真長田保育園ですか、2つあって、大田保育園については、改修、移転改修っていうか、で、真長田については地元での協議というふうになっておると聞いておりますけれども、今、例えば建て替えを予定されている大田保育園につきましてはですね、認定こども園ということで、建て替えを考えられてるのか、それとも、従来どおり、保育園ということで考えられてるか、その辺はいかがでしょうか。

○議長(竹岡昌治君) 篠田市長。



○市長（篠田洋司君） ただいまの藤井議員の御質問にお答えいたします。

認定こども園での建て替えなのか、保育園での建て替えなのかという御質問でございます。

今現在考えておりますのは、保育園としての建て替えを予定しているところでございます。

今、確かに地元から要望があったのは私も承知しております。ちょっと確認させていただきたいのが、なぜ認定こども園の希望なのかということをやっと確認さし——逆に御質問させていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員、市長の反問権が使われたようですから、お答えいただきたいと思えます。

○5番（藤井敏通君） 市長のほうから逆に質問を受けました。実は、私はこの認定こども園への学運協のほうから、わざわざ認定こども園ということでの要望があったという事実は知つとるんですけども、じゃあ保育園じゃなくて、なぜ認定こども園なのかというところにつきましては、正直、直接、学運協のほうから確認はしておりません。

ただ、私が思いますのは、認定保育園っていうのは、基本的には、幼稚園と保育所のいいところがあるというか、例えば認定——ごめんなさい。幼稚園であれば3歳児からということと、時間的にも、例えばもう、2時とか3時とかまでというふうな制限があるというふうに認識しております。保育所のほうにつきましてはですね、そのような制限もなく、時間もある程度6時とか7時とか、いうことはあろうかと思えますけれども。今のこの両方別々とか一元化がならない。今、行政の問題で、やっぱり幼稚園、保育所っていうことでの、どうしても立位置が違うという。

私はやはり、幼児っていうのは、しっかり何ていうか、小さいときから感性をとるか、いろんなものに触れて感性を磨いていくという、そのようなことが大事だと思いますし、そういう意味でですね、やっぱり保育所的な要素プラス幼稚園のいいところ、これをやっぱり兼ね備えたものがやはり望まれるんじゃないかなというふうに思いますので、認定こども園という——認定こども園という要望が出たものと理解しておりますけれども。

実際、まだ、例えば、認定保育園でも0歳から2歳まではですね、家庭で保育できない保護者とかいう制限もあります。で、3歳から5歳はそういう制限はないん

ですけれども、むしろ本当にそういう制限を撤廃したもうゼロから小学校まで、安心して教育、あるいは保育ができる、そういうのが望ましい、それに近いのが認定保育園じゃないかなというふうに思っております。答えになりましたかね。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 大変失礼いたしました。藤井議員のまず、御質問にお答えいたします。

本市でちょっと将来——保育園の将来構想について御説明させていただければと思います。

本市では、令和5年4月1日現在、公立保育園が7園、私立保育園3園、及び私立の認定こども園2園の合計12の施設におきまして、本市の子どもの保育及び幼児教育が担われております。

近年、社会経済状況の変化による共働き家庭の増加、働き方の多様化等により、保育園等に求められる保育サービスも多様化しており、保育環境の充実が喫緊の課題——重要課題となっております。

このような中で、少子化の進行とともに、重要課題である保育環境を充実させるためには、限られた財源と人材を、効率的に活用していくことが不可欠でありますことから、公立保育園については、保育効果や安全管理の面から、適正規模の施設に再編する必要があるというふうに考えております。

このため、保護者や子育て支援関係団体、子育て支援事業従事者及び有識者等で構成した美祢市子ども子育て会議の協議を経て、昨年7月に美祢市保育園再編基本方針を策定したところであります。この方針では、公立保育園の再編は、将来を担う子どもたちにとって望ましい就学前の保育、教育環境を整備することに重点を置き、施設の老朽化や立地状況を考慮した上で、保護者や地域のニーズに対応できるよう、基本的な3つの考え方を掲げて取り組むこととしております。

1つは、地域の子育て支援、地域コミュニティの役割でございます。これは、地域の子育て世代のニーズなどに合わせた保育形態を検討し、従来の保育サービスに加え、地域に様々なサービスを提供する多機能化の検討を行うというものであります。

2つ目は、子育てしやすい環境づくりでございます。

これは再編を進めることによって、確保できる人材を活用し、乳児保育や一時預

かり、延長保育、休日保育など、身近な場所で安心して子育てと就労ができる環境の整備に努めるというものでございます。

3つ目は、私立と公立の在り方でございます。

これは、私立の施設が充実する地域では、私立により、また私立の参入が困難と考えられる地域では、公立により、子育て環境を整備していくというものであります。

御質問のありました大田保育園、真長田保育園につきましては、昨年12月16日付で、教育委員会に提出された美東小中学校学校運営協議会からの意見書に回答しておりますとおり、美東地域では人口推計から、入園児童数の大幅な増加が見込めないため、民間の参入は困難と考えられ、公立により、保育園運営を行っていく必要があると考えております。

大田保育園につきましては、施設の老朽化や園庭が狭いことから、園舎の建て替えを予定しており、併せて、美東地域全体からも園児を受け入れることも視野に入れ、施設規模の見直しとともに、延長保育の——延長保育の時間延長など、さらなる保育サービスの検討を行うこととしております。

真長田保育園につきましては、建設から46年が経過しており、施設の老朽化が進んでおりますことから、保護者や地域の皆様、そして有識者を含め協議を行い、方針を決定してまいりたいというふうに考えております。

公立の幼保連携型認定こども園に関する御質問でございます。

本市で想定できますことは、幼稚園及び保育園の双方の認可を受け、新規設置する場合と既設の保育園をもとに、幼稚園的な機能を備える保育所型認定こども園として認可を受け、設置する場合の2つが考えられます。

国が示しております認定こども園の認定基準では、幼稚園及び保育所の双方の認可を受ける場合は、保育士、保健室の設置などの設備要件、保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格の併用を満たす必要があります。

また、保育所型認定こども園の場合は、保育園教諭と保育士資格の平有が望ましいとされております。

このことから、本市で新たに公立の認定こども園を設置するためには、保育園教諭免許状を有した職員を採用するなど、職員配置については課題があるというふうに認識しております。

なお、そういうふうに形態を変更した場合は、保育連盟等とも合意形成を図る必要があるというふうに考えております。すみません。先ほど、本市で新たに公立の認定こども園を設置するには、幼稚園免許状を有した職員を新たに採用するなど、職員配置について課題があるというふうに考えております。すみません。訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 今の市長の回答によりますと、やはり認定こども園ということになると、一番の問題は、職員の確保というか、保育士の場合には、幼稚園のそういう資格を要する必要があるしと、そういう人材を、なかなかすぐ集めることが難しいというふうな理由が一番大きいかなというふうに思いましたけど、確かにそういう問題はあろうかと思えます。私自身も、正直、この制度等について、まだまだ知識不十分なところもありますし、本当に、今回、大田保育所の建て替えについて、どういうのが望ましいかというような私なりに、もっと研究させていただきたいと思えます。

それで、この問題について最後の質問なんですけども、冒頭、4年前に立候補したときに、もう15年一貫のそういう充実した教育、それがまちおこし、すなわちほかの市町村のほうからも、ぜひ、あそこに行って子どもを教育させたい、子どももあそこに行きたいと、そんなような教育環境ができれば、非常にまちおこしもあるなということから、私、ぜひそういうのを実現したいという話をいたしましたけれども。

先般、教育長も御一緒だったですけれども、小郡にあります小郡幼稚園というところに行って、実際にその様子を拝見させていただきました。ここは、いわゆる園内に、小さいですけども、田んぼがあったり、畑があったり、あるいはもう様々な草木が、植物が植えてあって、その中で、子どもが外で、本当に遊び回っているのか、その園のすぐ横にはお芋畑っていうか、これは民間の人から借りられてたんですけれども、そこで、もう自ら泥んこになりながら収穫したりとか、そういうふうな幼稚園でございました。

で、そこのモットーというか、方針が、機能を育てるという木育、食育、わらべ歌と、要は、子どものときに、子どもらしい生活ができれば、大人になっても人間

らしい仕事、生き方ができるというのが、園長さんの信条というか、そういうことというお話でした。

私も本当に実際に今正直やろうとしております大田の地区を思い描きますと、すぐ近くに田んぼもあります。すぐ横に、小川あるいは川もあります。すぐ横に山もあります。本当にこういう自然の中で、おもいっきり体を動かして、感性を磨く、幼児のときに、それができたら、それが本当に小学校、中学校、高校、大人になっても、子どもの芯になるのではないかなというふうに思うわけです。

したがって、今、市長も言われましたけれども、地域全体で子どもを育てるといふか、あるいはそれがまちおこしに通じるというふうな魅力的な幼保小中一貫、ただ単に小中でなくてですね、そういう15年にわたる地域が支える一貫教育といふか、こういうふうな導入というのがすばらしいんじゃないかと思えますけれども、この考えにつきまして、教育委員会のほうはどのようにお考えでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 藤井議員の質問にお答えします。

幼稚園・保育園と小学校あるいは小中学校との連携やつながりは、子供たちの育成にとって重要な要素であり、一貫教育の観点、今後ぜひ推進してまいりたいと考えております。

今年度、教育委員会と市民福祉部が協力し、9月25日、26日の2日間、幼保連携研修会を実施し、学校の管理者や低学年の担任と、幼稚園及び保育園の園長や年長の担任が合同で研修を受け、情報交換を通して、連携を深めることができました。

また、小学校ごとに、地域の幼稚園及び保育園との連携の機会は設けており、具体的な子どもの様子を共有したり、課題について意見交換を行ったりしている状況です。

今後子どもたちの豊かな自然体験や学びの基盤を保障するため、幼児期の教育と児童期の教育を円滑に接続し、組織的に支えるため、教育委員会と市民福祉部で連携し、幼保小連携体制構築や、義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生までの2年間、いわゆるかけ橋期のカリキュラムの研究等を通じて、豊かな体験を基盤とした幼稚園及び保育園と小学校との連携を、より一層推進してまいりたいと考えているところでございます。

また、地域との連携につきましても、議員御発言のとおり、地域全体で見守り、

育てるという視点から、コミュニティスクールや地域教育ネットの仕組みを生かした地域総がかりで、幼保小の連携を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 今、教育長のほうからお話がありました幼保小中、もう特に、幼保と小学校のつながりですね、この辺をしっかりと地域も含めてやっていくと、もう大賛成ですし、ぜひ、そういうのを目指して、本当に、あそこの学校はいいなど。それで、外からも人がぜひ入学させて、入園させて行きたいと、こういうふうなことになるような、それを実現していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。当然、私も全力で応援します。

以上で、1番目の質問を終わります。

引き続き、2番目の農業政策の地域計画策定についてでございます。

これは昨年、あるいは6月の議会でも、私、非常にこの策定が重要だし、もう期間も7年の3月までという期間限られてるし、とにかくスピードアップしてやっていただきたいという話はしておりました。

で、6月以降、具体的にですね、どのような進展があったのか、この辺について、あるいは今後、どういうスケジュールなのかということについて、お伺いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 藤井議員の御質問にお答えします。

地域計画につきましては、これまで農業者が話し合っ、地域農業の将来像として、人・農地プランを作成、実行しておりましたが、令和4年5月に成立した農業経営基盤強化促進法等の改正により、本年4月から、人・農地プランが地域計画として法制化されたところであります。

地域計画の策定に当たっては、地域の皆様が守り続けてこられた農地を次の世代に引き継いでいくため、将来、地域の農地を誰が利用し、農地をどのようにまとめていくか、地域農業をどのように維持発展させていくかといった、地域農業の将来の在り方について、幅広い関係者の参画により、話し合っいただく必要があります。

また、地域の農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域として設定すること

を基本としつつ、農業生産利用に向けた様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が困難であるとの判断やその恐れがある農地については、保全等が行われる区域として分類することとされています。

この分類の結果、農業利用する区域で地域の意向を基に、分散農地を集約化した姿として落とし込んだ目標地図を作成し、地域計画を作成することとなっております。

この地域計画の策定の進捗状況については、本年8月以降、農業委員及び農地利用最適化推進委員が中心となり、将来の農業の在り方や地域の農地の効率的かつ総合的な利用を図るため、目標地図の素案作成に向けた取組を実施しているところであります。

先月には、地域の中心的な農業の担い手である認定農業者、認定新規就農者及び一定規模を耕作されている農業者に対して、今後の農業経営に関する意向の把握を目的としたアンケートへの協力をお願いしており、また、美祢地域、集落、法人、協議会が開催する会議等を活用し、集落営農法人に対するヒアリングを通じて、今後の各法人の方向性や世代交代などについて意見交換等を実施しております。

今後は、農業委員及び農地利用最適化推進委員が中心となり、作成された目標地図の素案や提出いただいたアンケートの結果により、来年1月以降、地域ごとに協議の場を順次設ける予定としております。

その協議の場には、山口県美祢農林水産事務所、山口県農業協同組合、山口農林振興公社、農業委員会、農林課で構成するメンバーとともに、地域における農業の現状と課題、また、将来像などについての意見を集約し、具体的な地域計画案の策定に向けた取組を進めていくこととしております。

このような取組を通じて、関係者並びに関係機関と協力し、実効性のある地域計画の策定を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） ただいま説明がございました。今年の6月に質問したときから、確かに進展は見られます。

先日、私のところにもですね、アンケートきました。関係者で協議するというところでこの取りまとめをされようとしております。

ただ、現実問題としましてですね、今、地域の現状はどうかっていうことですが、個人で今まで農業された方、特に80歳を過ぎると、もう本当に、やりたくてももう体がいうことをきかんと、もう今年まで、もう来年以降できないとか、こういう方も出てきております。

また、法人のほうでも状況は同じで、結局若い人がなかなか法人のほうに加わってきてくれないので、後継者難、あるいは所得の低迷ですね、米価も上がりませんし、逆に資材費、肥料農薬はもう倍ぐらい上がってるとかいうふうなことで、本当にこのままでは食べていけないと、これが正直、現状です。

このような現状の中で、本当にこの地域計画をつくる、すなわち、貸手と受け手ってということで、誰が5年、10年、この農地を守っていくかということをつくろうと思っても、もう5年、10年、誰もいないやというふうなことにもなりかねないのが、今の状況じゃないかなというふうに思うんですよ。

したがって、本当にこの地域計画をつくるというか、重要なところは、やはり、どうやったら本当に生き残っていけるかという観点、要は農業を経営ということで捉えて、どうすれば、本当に、そこで働く人が飯を食っていけるかっていうんですかね——いうことをやっぱり考えていかないと、せっかくの計画も水泡に帰すという危険性さえあるんじゃないかなというふうに思うわけです。

とはいうものの、まずはやっぱり地元の話、どうしようという、それが大事だと思うんですよね。それがなければ、次の段階には行けません。したがって、やはり地域計画をつくるに当たっての肝というか一番のポイントは、どういうふうにやっぱり地域で話をしていくかということだろうと思うんですけれども、その辺は、実際に計画を策定される行政のほうとしては考えられてるのでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 藤井議員の地域での話合いの必要性についての御質問にお答えいたします。

地域農業は、その地域の食料供給や雇用創出など、重要な役割を果たしていますが、現在の地域農業には、後継者不足や耕作放棄地の増加など、様々な課題が存在しており、このままでは地域農業の持続が危ぶまれるところです。

これらの課題を解決する方法の1つとして、地域の農業者同士が直接話し合う場を設けることが有効であると考えております。



地域の農業者同士による積極的な話し合いを通じて、課題を共有し、解決策を見つけることができ、情報や知識を共有することにより、若手の農業者は、経験豊富な農業者から指導や助言を受けることも可能であると考えております。

例えば、地域の農家が集まる交流会などを定期的で開催することで、農業者同士のつながりを深めることができ、協力関係が構築されるものと考えます。

また、地域の農業者同士の話し合いや協力を効果的に進めるには、地域農業の振興や支援を担う関係機関である農業協同組合、県、市等が農業者との連携を強化することにより、地域の農業者同士が交流する機会に広がりを見せるものと考えております。

今後も、地域農業の持続を考える上で、農業者同士の話し合いの場は必要と考えておりますので、引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） ただいま話し合いについて、この必要性は十分あるということで、話し合いを積極的に、行政としてもフォローしていきたいというふうな回答であったかと理解しました。

まさに、農業者、本来、農業者で自発的にそういう協力とかいろいろな話ができれば、それにこしたことはないんですけども、やはりここに行政、あるいは先ほどありましたように、JA、あるいは農林事務所と関係者が集まっただいて、話し合いのきっかけをつくっていただく、これがやはり、私は重要だろうなというふうに思います。正直、私自身もこのままではということで、何とか、地域のほかの法人さん、あるいは個人の方とも話はしておるんですけども、本当に、行政にもかんだけだいて定期的にできれば、よりスムーズに話し合いができると思いますので、ぜひ、この地域計画策定するに当たり、最初の声かけとか、これをぜひ行政のほうにもお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

一応以上で、今回、私のほうから提出していただきました2つの質問について、一般質問を終わりたいと思います。どうも、ありがとうございました。

〔藤井敏通君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） この際、11時10分まで休憩いたします。

午前10時56分休憩

-----  
午前11時10分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。猶野智和議員。

〔猶野智和君 発言席に着く〕

○9番（猶野智和君） 皆さん、おはようございます。無会派の猶野智和です。

一般質問順序表に従いまして質問をさせていただきます。至らぬところ多々あると思いますが、何とぞ御容赦くださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは本題ですが、まずは、熊出没対策について質問させていただきます。

熊さんの話でございまして、皆さん、割と日本人、熊が大好きということで、私も子どもの頃、学校で、森で熊に出会う歌をみんなで合唱した覚えがございます。出会っても、お嬢さんお逃げなさいと言って、そのまますたこらさっさと逃げることができるという、非常に日本人は割とそういうイメージが強いのかもしれませんが、近年、それまで割と幻想的な、私の中でも熊さんのイメージはあったんですが、10数年前ぐらいに秋吉台で熊が確認されたというニュースがございました。

秋吉台にあるところで野生動物を観察するというので、カメラなどを設置されていたようですが、そこに熊が写っていたと。それまで熊は、ある程度その物語の中のイメージであったんですが、そのときにリアリティのある存在ということで、すごく驚いた覚えがあります。もう、ほぼその頃には、昔は、キツネもタヌキも私の家の周りにはほとんどいなくて、野生動物らしきものは全然いなかったんですが、今は全く違って何でもいます。とうとう熊まで出てくるかというような時代になってまいりました。ニュース自体も大変——ここまた最近なって、非常にニュースが流れるようになりました。

特に、この数年、北海道で家畜への被害を起こし続けていたヒグマの個体がこの夏に駆除されたこと、また、秋には同じく北海道でヒグマによる悲惨な人身事故のニュースがありましたことは、記憶に新しいところだと思います。

これ——これらのセン——センセーショナルなる報道により、熊によるリアリティのある被害状況が国民の知るところとなりました。

本州のツキノワグマにおいても、今年は人里への出没が多く報告されており、東北では、例年以上の人身被害が発生し、秋田県知事の人命最優先の熊対策宣言と、

それに伴うクレームへの毅然とした対処をきっかけとして、さらに多くの報道がされるようになりました。

それまで日本において、熊に対する保護優先の声は大きく、駆除に対する反発も強く、ハンターを初めとした関係者へのプレッシャーは相当なものがあり、秋田県知事の発言は画期的なものの一部で言われております。

本市におきましても、4年前に人身被害が発生しており、被害者の方は、深い傷を負われたと聞いています。これ以外でも、イノシシ等の罠に偶然かかることがあるとも聞きますし、つい先日も、テレビの報道番組で市民の方がそういう例を証言されていたようです。

昔ならば考えられない、熊が市内に当たり前のように出没する時代になってしまいました。自然環境の変化、人口減少による過疎化、行き過ぎた保護政策、何のせいかな——せいなのかは分かりませんが、ありとあらゆる獣が闊歩する時代になりました。

本日は、その中でも重大な人身被害を及ぼす可能性がある熊について質問いたします。

では、まずは、県、市内の熊出没及び被害状況についてお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 市村建設農林部長。

○建設農林部次長（市村祥二君） 猶野議員の御質問にお答えします。

山口県における10月末現在のツキノワグマ目撃情報は322件となっており、そのうち、島根県に隣接しております岩国市、周南市、山口市及び萩市で、合わせて258件と全体の8割を占めております。ただし、この目撃情報は、実際に熊を確認したもののほか、その痕跡や熊らしき動物の目撃情報も含まれています。

本市における目撃情報等につきましては8件となっておりますが、錯誤捕獲された1件を除き、ツキノワグマと断定できないため、熊らしき動物の目撃情報として取り扱っています。

次に、山口県における令和4年度の被害状況は——作物被害は、果樹及び養蜂で200万円となっており、主に、山口県東部地域で被害の発生が集中しております。また、人身被害につきましては、直近では、令和2年度に1件、令和4年度に1件発生しております。

なお、本市において、作物被害は確認されておりませんが、人身被害としまして

は、令和元年5月に狩猟用わなの錯誤捕獲による事案が1件発生しております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 猶野議員。

○9番（猶野智和君） 今、御答弁いただいたとおりだと思います。

県内でも多く目撃がされておまして、特に、島根県の県境、また、山口県の東部にはたくさんの熊が生息しておるようです。

人身被害ということで、発生——本市において、発生して——あんまり——4年前、令和4年度に発生しているということですが、ここに環境庁のほうからダウンロードできます情報で、過去15年間の熊による人身被害のデータがございます。各県ごとに人身被害の件数がカウントされているんですが、昨年度、令和4年度から遡ること5年間の間に4件の人身被害が起こっております。各毎年山口県で1件ずつ、5年間のうちに4件起こっております。そのまた遡ること、そこから6年後からの5年間の間の——5年間の間に起こった人身事故というのは1件です。また、さらに遡ること5年前、5年遡ると、その間も5年の間に人身事故は1件です。

ですので、15年という長いスパンで考えると、やっぱり直近の5年間の間で4件になったというが、何らかやはり個体数が増えているのではないかと。市民——山口県民とそういうあつれきが起こる可能性が増えているのではないかとという一つのデータだと思います。

確かに、1件ずつということ——ことで、ほかの県は、もう、ちょっととんでもない数字が特に今年は起こっていて、東北の秋田県とかは、人身被害だけで今年70人起こってて、お隣の岩手県でも約50件、あの地域だけで100件近くの人身被害が起こっているということで、それまでの東北も、やはり、それまでのものから一気にここ数年間、どうもこのデータを見ると増えている。日本全国において、熊の生息数は一気に増えているのではないかとということで、それも併せて、昨今のニュースになってきているのだと思います。

それでは、次の項目でこのことを受けまして、近年の生息数及び分布域の変化について、山口県内における御質問をいたします。

○議長（竹岡昌治君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 猶野議員の御質問にお答えします。

山口県におけるツキノワグマは、広島県及び島根県を含む西中国山地ツキノワグ

マ地域へ個体群に分類され、絶滅が懸念されたことから国が狩猟を禁止し、山口県においては、平成15年度に広島県及び島根県と合同で第一種特定鳥獣保護計画を作成し——策定して、保護政策が行われてまいりました。

近年、人家周辺への出没増加など、ツキノワグマの生態の変化に伴い、人とツキノワグマのあつれきも増加していることから、令和4年5月に策定された第5期の計画においては、住み分けに重点を置く第二種特定鳥獣管理計画へ移行されたところです。

第二種特定鳥獣管理計画によると、本個体群の分布域——分布域の面積は、平成27年度調査の約8,000平方キロメートルから、令和2年度の約8,200平方キロメートルへ5年間で約200平方キロメートル拡大しております。

本市は、この分布域には含まれておりませんが、ツキノワグマは行動範囲が広いことから、分布域から森林が連続する状態にある本市の生息を否定するものではありません。

また、本個体群の個体数は、令和元年度から令和2年度に調査が実施され、推定生息数は約1,307頭となっており、前回調査から調査手法等が変更されたことから、個体数の増減については単純に比較できないところですが、分布域の面積が拡大していることもあり、増加傾向であるものと推察されます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 猶野議員。

○9番（猶野智和君） 分布——いろいろ過去に保護をしたという、特に3件ですね、広島と島根と山口県で、合同でそういう保護政策と個体数の管理をされていたということで、そこ、ある意味、その計画がうまくいって、個体数が増えてきたという結果になってきたのかなあと思うんですが、どこかでまたあつれきとのバランスをとる時代になってきたということだと思います。

今、御答弁いただいたとおりに、昨年、それまで熊は保護計画ということで保護するものというものであったものが、昨年、大きく転換されて管理——管理するものというものに変えられたということで、大きくここで方向——方向転換がされたと思っております。

それこそ、数年前に美祢市内で人身被害が起こったときに、よく周りの人に話聞いたら、熊はどうしても保護するもんだから手出しができません、みたいなことを言わ

れたんですが、やはり、昨今の大きな個体数の増加を見て、行政に関しても、私はこれ調べるのはよく知らなかったんですが、実際、もう行動を起こさ——起こされていたということだと思います。

これに関連して、山口県の警察本部のほうで、今YP——YPくまっぷとなるものを情報公開されています。アルファベットのYPと、くまっぷっていうのは平仮名。ネットで検索されるとすぐ出てくるとと思いますが、出没情報が細かにデータベース化されて公開されています。

それらの中には、出没した日時ですとか、場所、どういう状況であったか、また、どの——どのぐらいの大きさの個体だったかとか、その辺りも含めて1件1件情報が公開されています。山口県の地図にくまっぷということですので、地図上に出没した点がずっと打ってあるんですが、これを見るとですね、やはり、県の東部から隣の県境ですね——での出没情報が非常に多い。

美祢市でも、やっぱり今年このくまっぷに何件か載っておるんですが、出没件数自体は少ないんですが、周りの萩、長門、下関、山陽小野田、宇部、全てでやはり目撃情報があるので、その中心にある美祢市においても、かなりの熊がうろうろとしているのではないかと思います。実際話を聞けば、ここに住みついでるかどうかはよく分からないが、いろいろ行動範囲に入っているということは事実のようです。

このマップを見ると、一見、東部のほうに熊が集中してるっていうのもあるんかもしれんですけど、人口密集地のところにたくさんこの目撃情報、人がいないと目撃もされないんで、どうしても光市とか下松市とか、その辺りの目撃情報が非常に多いんですが、この山間部、あと見て——見られた方分かると思うんですが、県道沿いとか、あと、鉄道沿いとか、そういうところに目撃情報が集中してるので、山間部のデータが十分ではないかもしれませんが、大まかな今の熊の分布というのは、この情報で分かる——分かることができます。

これが公開されたのが10月の末、報道に載ったのが11月の頭ぐらいが多かったようなので、本当ここ——ここ最近、情報公開されたものです。警察も含めて、先ほどの行政の管——保護するものから管理するという意向があった——受けたものなのかどうか分かりませんが、こういう県民の安心・安全を守る部署も、熊に関するこういう警戒を深めているという状況だと感じております。

では、実際、その熊が増えているという状況におきまして、山口県内において、

熊による人身被害を防ぐための施策について、具体的な例等がございましたら、お示しいただきたいと思っております。

○議長（竹岡昌治君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 猶野議員の御質問にお答えします。

ツキノワグマの目撃情報があった場合、まずは、現地確認を行い、速やかに警察及び県と情報共有を行います。また、併せて、防災行政アプリ、安全・安心メール等により周知を実施しています。

また、同一の地域内において、10日以内に5日以上熊の出没があり、人身被害発生の恐れがあると認められる場合、及び人身被害が発生した場合等は、県により、熊出没警報が発令されます。

発令後につきましては、県により、市及び警察等関係機関を集めて緊急対策会議が開催され、各関係機関による周知と注意喚起の強化、猟友会により組織され——組織された熊レンジャー隊の出動要請、及び捕獲に向けた対策など、状況に応じた対策を実施することとされています。

熊の捕獲許可については、人身被害、または農作物等に係る被害の防止を図るため、県が必要、かつやむを得ないと認めるときとされているため、目撃情報があれば直ちに捕獲するわけではなく、家屋等への進入、及び集落を徘徊している場合等、危険な状況にある場合に限り捕獲しているところであります。

地域や市民の皆様には可能な対策としては、熊の食料となる果実の早期収穫と除去、廃棄果実の始末、残パンや生ごみを家屋に放置しないことなど、熊のえさ場をつくらないこと。また、山に入る場合、または山付近での農作業時は、早朝及び夕方を避け、ラジオ等音の出るものを携帯し、複数名で作業を実施することなどが有効の対策——有効な対策とされているところであります。

これらの対策を行うことにより、未然に熊からの被害を防止することができるため、市民の皆様におかれましては、御協力をお願いいたします。

また、狩猟者におかれましては、捕獲檻に熊の脱出口を設ける等、錯誤捕獲とならないように、御協力をお願いするところであります。

これらの対策につきましては、関係機関と——関係機関とも情報共有を図ることとし、また、広域での対策が必要であることから、分布域の拡大防止を最優先とした対策等につきまして、県に要望してまいります。

ただいま、発言の中で家屋と生ごみ等、家屋に放置しないことと発言いたしました、残パンや生——生ごみを野外に放置しないということでもありますので、訂正させていただきます。

以上となります。

○議長（竹岡昌治君） 猶野議員。

○9番（猶野智和君） いろいろ、市民が——に啓蒙をしていくというのも非常に大事だと思います。

県のほうにも、ツキノワグマの被害を防ぐためにというPDFファイルがダウンロードできるようですので、カラー刷りでございますので、今、執行部のほうから説明がありました内容等を詳しく写真や絵で確認することが可能です。

ただ、この——こういうのを見て思うのが、やっぱり気をつけるというのはなかなか難しいというのが、一般人からするとですね、どうしても個体数が突然現れて、一般の方が——子どもの頃は何も考えずに山の中闊歩歩きもあることが子どもでもできてたものが、今、熊が出るかもしれんよ、とかいう感じになるのは、やっぱり、そういう地域になるのは嫌だなという思いがあります。やっぱり、安心してこの美祢市内を弱者と呼ばれる方でも安心して住んでいける場所であり続けてほしいというのが本音でございます。

そのためには、やっぱり、どうしても個体数の管理というのは非常に重要なポイントになってくるのだと思います。毎日新聞の11月25日の記事から引用しますと、山口県は、対策法から管理に転換、年間捕獲頭数の目安を5年前の前計画開始時の80頭から135頭に上げたとございます。

ですので、これがどういう——先ほどむやみに捕れないというお話もありましたが、何かしらこの計画の中では、頭数の枠みたいのがあって、増やし——増やしてらっしゃるとい——増やしているという事実もあるようですので、これらを含めてですね、少なくとも、今、美祢市内で、そんなにたくさんいるわけじゃないでしょうが、非常に個体の密度が上がっている県の東部とか県境、島根県のほうに、山口県のほうからも働きかけて、そこの辺りの頭数を減らしていけば、その辺りの密度の高い地域からはじき出されるように新天地を求めて、こちらの山口県のほうまでや——と西部のほうまでやってくる熊を防ぐことができる——間接的に防ぐことができるかもしれませんので、その辺りも含めて、熊の頭数のコントロール、管理



等を美祢市もそういう県への要望等で、ぜひとも折り込みながら、話を進めていただき——いただければと思っています。

それでは、次の質問に移ります。

次に、秋芳総合支所周辺地域のまちづくりについてです。

秋芳総合支所が、今、建設が進み——進みだしてできるのはいいんですが、以前から地域でワークショップ等を開きまして、地域の人を集めて総合支所の跡地を含めて、周辺地域をどのように再——再開発していけばいいかということ、市民の皆さんに——住民の皆さんにアイデアを出していただいて話合いなどを進めていただきました。

その中で、いろいろな意見、要望等も出てまいりまして、まず、買物できる場所がほしいとか、それとか子どもが遊ぶ遊具等があったらいいとか、様々なそのときに要望が出されていたと思います。そのときに、そういう公園などをつくったりなんかするような話とかも皆さん夢を語って、今はあの話は今どうなっちゃうんかと、地元議員としては当然ですが、皆さんに質問されることが多いです。その時のワークショップの中で吸い上げた話が、今、執行部の中で、今どのような形になっているのかが、やはり住民の皆さんは知りたい——一番知りたいところだと思います。

つきましては、本件に関する計画づくりの進捗状況についてお尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 猶野議員の御質問にお答えいたします。

まちづくりにつきましては、今後、人口減少や高齢化が進む中、地域課題に対応しつつ、まちの機能を維持し、地域特性に応じた魅力ある土地利用や整備を推進——整備を推進していく必要があると考えております。

議員御発言の秋芳総合支所周辺地域のまちづくりにつきましては、市民ワークショップや中高生アンケート調査の結果——調査の意見を踏まえ、検討段階の事業も含めた秋芳総合支所周辺地区整備計画案を本年3月に議会にお示したところでございます。

整備方針につきましては、既存の施設等を最大限活用することを前提に、新総合支所庁舎等の整備を行いつつ、空き家、空き店舗、空き地等を生活す——生活サービス施設として、また、地域の憩いや活動の場として活用するなど、集落市街地の

形成と拠点の整備を行うこととしております。

御質問の進捗状況につきましては、令和4年度において、秋芳体育館解体工事、秋吉バスセンター横公衆トイレの整備を行っており、令和5年度においては、秋芳総合支所外建設工事を発注し、令和7年——令和7年1月の供用開始に向け、動き出したところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 猶野議員。

○9番（猶野智和君） 今、御答弁いただいた内容は、総合支所の建設の流れの進捗状況だったと思います。

この場で聞いてみたいなと思ったことは、ワークショップの中で、皆さんが出されたあの意見が、今どうなっているのかという点でございます。特に中心になるのが、地元の買物弱者の皆さんが強く要望されている、そういうお買物ができる場所等の要望が強く出ておりましたが、ああいうものなどは、どういう形になっているのかという点でございます。

特に、それらのことは、今年度にはもう難しいところかと思うんですが、来年度を含めて、今ちょうど11——もう今が12月に入りまして、来年度予算をほぼ策定されて、最後の詰めになってくると思う時期なんです。来年度以降、今、お話ししたワークショップで出てきた要望は、今後どうなっていくのかという、それを中心としたまちづくりの計画はどうなっていくのか。なかなかこの辺りは、執行部の事務方のほうだと言いつらいところもあるかとも思いますので、できましたら市長の思い等ございましたら、この辺り、今言いましたところを、来年度以降どのように考えてらっしゃるのか、その辺りをお聞かせいただければと思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 猶野議員の御質問にお答えいたします。

まちづくりの事業につきましては、ワークショップでの意見を踏まえ、事業費の平準化に努めながら計画的に進めてまいりたいと考えております。

まず、令和6年度から取り組む事業といたしましては、引き続き、秋芳総合支所外建設工事を進め、併せてその周辺の外構工事を行ってまいります。

また、通学路や交差点など主要な箇所から、順次、街路灯を設置してまいります。並行して、山口県に対し、県道美祢秋芳西寺線の街路灯設置や歩道整備、また、

山口秋吉台公園、児童——自転車道の桜並木の適切な管理や稲川しゅんせつなど、維持管理については要望してまいります。

現在の秋芳総合支所については、解体工事の実施設計業務を行い、実施設計終了後、跡地には、市民要望の強かった広場など公園として整備を行っていくよう考えております。

また、現在、商業機能等の確保に向け、地域及び民間主導により、秋芳地域の活性化についての検討が進行中と伺っておりますので、取組内容が決まり次第、市として可能な範囲で支援や協力を行ってまいりたいと考えております。

いずれに対しましても、地域拠点である秋芳総合支所周辺に多くの人が集まり、にぎわいが創出され、住民の利便性が向上し、将来にわたって安心して暮らすことができるまちの整備を引き続き、地域の皆様の御意見を伺いながら行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 猶野議員。

○9番（猶野智和君） 議員——地元有志が何人か集まってアイデア等を出し合いながら、それを執行部に伝えて、実際、伝えていると思います。それらは——それを執行部の中でどのように解釈されて進めていかれるかが、ちょっと今どうなってるのかな、という思いがございます。来年度に向けて、ぜひ具体的に、それらを示していただきまして、秋芳町の活性化待ったなしということですので、特に、商業施設の部分、ぜひとも御検討いただきたいと思っておりますのでございます。

強く言いたいところもありますが、なかなかまだ進行——内部で進行中の部分もあるのかもしれないので、早く——先ほど、市民の皆さんとの意見を聞きながらとも言われましたので、そこも含めて、また、そういうあたりでキャッチボールができるようになって、この再開発、まちづくり事業が進展していただければと思います。

続きまして、時間もあれですので、次の3つ目の質問です。

秋吉台科学博物館の整備推進についてです。

これについて、私も何度——過去何度か質問している部分でございます。

これらも、本当、私が議員になってすぐの頃から質問を続けている部分でございますので、この辺り、また同じ内容になるかと思いますが、いろいろな協議会等も

今進んでいるという話も聞いておりますので、その辺りも含めて、新しい動き等がありましたら、この秋吉台科学博物館の整備推進について、改めてお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 猶野議員の御質問にお答えします。

秋吉台科学博物館は、昭和31年の米軍による秋吉台空爆演習地問題が契機となり、昭和34年に設立され、半世紀以上にわたり秋吉台の研究・教育・保護に寄与してきましたが、設立から長い年月が経過し、博物館活動を行う施設や設備の不足、また、老朽化が散見されるようになりました。

このため、教育委員会では、昨年6月に美祢市立秋吉台科学博物館建設基本構想策定委員会を設置し、秋吉台科学博物館の建て替えを含めた構想策定について、協議を始めたところであります。

この委員会は、研究者、博物館関係者、観光事業者、地域関係団体の代表者など、多様な委員で構成をしております。これまで2回の委員会を開催しており、建設基本構想策定のスケジュールや秋吉台科学博物館のあるべき姿、基本的な博物館の機能などについて協議を行ってまいりました。

秋吉台科学博物館は、秋吉台カルストを対象として、学術研究、教育、自然保護、観光の起点として機能してきたことを踏まえ、秋吉台にあることの利を生かした特色ある博物館を目指すこと。また、博物館の基本的な活動である資料収集、保存、調査研究、展示、普及教育を着実に実施する博物館を目指すことを委員会において確認されたところであります。

今後、展示内容の構成や施設構成、周辺施設と連携した事業活動、管理運営体制、収支計画、建設予定地などについて協議を行っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 猶野議員。

○9番（猶野智和君） 今、皆さん——有識者の皆さんで話し合いをしていただいているということで、収支報告——収支などを考えながら予算などが決まって、どこに建てるかとか、いろいろな話がこれから行われるのだと思うんですが、これは、私、議員になって何回もこの質問してるということで、その中で、私がずっと言い続けたのは、やはり、研究所としての博物館と展示をする展示館としての博物館。やっ

ぱり、この2つは——この2つがあるということを前提に、ぜひとも議論をしていただきたい。

展示館のほうは、やはり、適正な入場料、拝観料などを取って、いろんな一般の人に見ていただくような施設をイメージして——しますと、そうすると、今——今の秋吉台科学博物館は基本的に無料でございますので、そのときに収支を計画するときに、その入場料があるなしで全然変わってくると思うんですね。やはり、その入場料で自分たちの展示館はちゃんとそこで収支を——例えば、20年とかそのぐらいで収支を考えていくということになれば、また、その中で、規模とか在り方とかがまた変わってくると思いますので、ぜひとも、その研究施設というところは、どうしてもなかなか、そこ、収入というのは難しいかもしれませんが、理想と言え——すれば、その展示館のところで上がった収入で、その研究施設の運営もできればというのが、一番美祿市としては理想なのかなと。

なかなか美祿市という小さな自治体が、こういう非常に重要な秋吉台科学博物館という施設を運営し、また、秋芳洞の——皆さん御存じのとおりなかなか入場者数も苦しんでいる状況を考えますと、そういう自力で収支が——収入がある施設を伴いながら、この博——博物館の整備、推進を考えていただきたいというのは非常に重要なポイントだと思いますので、その辺り、ぜひとも考えていただければと思います。ぜひとも、その協議会といいますか——会議の中で、そういうポイントなども上げていただければなと思っております。

次に、美祿高等学校の跡地の活用について質問をさせていただきます。

この美祿高等学校に対する質問も、私が何度も何度も質問させていただいている点でございます。

非常に広い面積のある秋吉という——秋芳町秋吉という地区のちょうど真ん中であって、場所的には最高の場所ではあるんですが、もう何年も活用されずにいるというので、地元としては大変寂しい思いをしているところでございます。

これらの活用に関するものに対しても、ちょっともう一度お聞きしたい。今、現在地はどういう形になっているのか、美祿高が——美祿高等学校跡地の活用について、改めてお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部部長（佐々木昭治君） 猶野議員の御質問にお答えします。

美祢高等学校の跡地利用に関する御質問につきましては、これまでも何度か猶野議員より頂戴し、その都度、経緯や協議過程についてお答えをしておりますが、平成27年3月に美祢高等学校が閉校して8年と8か月が経過いたしました。この間、山口県において、閉校後の利用——利活用の予定がないことから、所在地である本市に利活用の検討依頼があり、市では、地元住民や同窓会などと協議を行ったところであります。

その結果、今後、公共施設の統廃合を推進していく中で、新たな施設を取得した場合に維持管理費用の増加が見込まれること、美祢高等学校の校舎が耐震性を有していないこと等の理由から、利活用する計画はない旨を平成30年9月、県に報告しております。

一方で、美祢高等学校は、旧美東町及び旧秋芳町地域で唯一の高等学校で、多くの卒業生はもとより、地域の皆様の思い出のある施設であること。また、景観や防犯上の観点から、例年11月に実施される県知事への予算要望において、美祢高等学校跡地が適正に維持管理されるよう、継続的に申入れを行っております。

県からは、適正な維持管理に努めるとの回答を得ており、敷地内の草刈りや樹木の剪定等が定期的に行われていることを確認しておりますが、今年度も、去る11月30日に県知事に対し要望したところであります。

市では、引き続き、県の動向を注視するとともに、利活用の促進と適正な維持管理について求めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 猶野議員。

○9番（猶野智和君） 管理をしているということで、活用に関しては、なかなかまだ具体的な話というのはなかなか難しいという状況なのかなと思います。

これだけ大きな施設でございます。今の美祢市の財政を考えますと、いきなりこれだけ大きいものを預かるというのは、到底難しいものというのは私でも分かります。その中のポイントになってくるのは、民間活力等も含めて、この辺りが活用できないかということなのです。

ちょうど、企業の——企業誘致奨励条例の改正等も今回行われるということなので、その中の対象で、いろんな企業誘致等も考えてらっしゃると思うんですが、この美祢高の跡地も広い目で見えていただいて、そういう民間企業がこの場所を使うこ

とも可能かどうか。確かに、経費を考えれば、学校等、そういう文化施設などとか教育施設に使ったらどうかという意見は多いんですが、今のままずっと放置されていか——いくというののもあれですので、少しウイングを広げて、いろいろな医療ですとか、高齢者施設、また民間の企業、また住宅、いろいろな可能性があるかもしれません。そこも含めて、1つの企業誘致の候補地の1つに考えていただいて、この地域の活性化を考えていただければと思います。

先ほど、総合支所のまちづくりの質問もさせていただきましたが、これらは——とか、あと、博物館の整備推進ですね、これらは割ともう一体として広い目で各課を超えて、これらを全部含めて統合的に、ぜひ考えていただければなという思いがあります。割と近場に広い土地がそれぞれあって、片やそれぞれ整備計画のほうでは土地を探してるとかもありますし、まちづくり——総合支所のまちづくりの、当然、届く範囲内にもあるわけですので、秋芳町南部のまちづくり、また、博物館整備、美祢高の学校の跡地の活用等、この3つを統合的に考えていただいて、各部署横断で、ぜひとも考えていただきたいと思うのですが、これらについて、もし、どこかお答えいただけるところがありましたら、お聞きしたいのですが。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 猶野議員の御質問にお答えいたします。

まず、美祢高の問題がございます。

これ、大きなネックになるのがな——なってるのが、校舎が耐震性がないので、民間への使用というのを制限されているというところが大きな問題ではなかろうかと思えます。

おっしゃるように、民間活力——民間活用も含めて、当然、グラウンドもあるわけがございますので、そのほうは、県とも協議を図り——図り——協議——県とも協議を重ねてまいりたいというふうに思っております。

今、科学——台上の科学博物館も含めて、広い範囲で秋芳地域のまちづくりをということで御質問、御意見がございます。

当然、そうしていかなければなりません、ただ、まちづくり、これ、都市計画とは違いますので、やっぱり住民の方の要望、やっぱりこれは、トップダウンではなくてボトムアップっていうのが非常に大事でございますので、住民の方の意見を踏まえた上で、まちづくりを進めていかなければなりません。ただ、あまり広い範

困というよりも、今頃、よりコンパクトについてということもあるわけでございます。いかに地域に住まれる方が、本当に身近な距離っていう部分も——距離感も非常に大事ではなかろうかと思えます。そういったことも総合的に勘案しながら、また、科学博物館の将来構想も視野に入れながら、今後、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 猶野議員。

○9番（猶野智和君） 市長、統合的に考えていただけるということで、いろいろな意見があると思えます。その前段に、御発言いただいたように、市民の皆さんと話し合いを重ねていただいて、どういうものがベストなのか、こういうハード面は、こういうものがそろっているということを含めて、皆さんに投げかけて、将来像などを、ぜひ今後、作成していただいて、お示しいただければと思えます。

それでは、以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。

〔猶野智和君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） この際、13時まで休憩いたします。

午後0時03分休憩

-----  
午後1時00分再開

○副議長（高木法生君） 休憩前に続き、会議を開きます。

議長が所用のため席を外しておりますので、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

一般質問を続行いたします。秋枝秀稔議員。

〔秋枝秀稔君 発言席に着く〕

○10番（秋枝秀稔君） 純政会の秋枝でございます。一般質問の順序表によりまして、質問をいたします。

私はこのたび、1項目の質問を一問一答で通告をしております。

美祢市の振興、市民福祉の向上のため、市民の皆様に分かりやすい実り多い質問、そして、時間になることを願って質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

市長は、市の大きな方向性を指し示して、そのための指示を出し、職員はそれを



実践・実現するための実行部隊であり、この両者の働きと市民の協力との総合力で市の振興が図れると考えます。

市長の役割はもちろんのこと重要ですが、市長の施策を実現する職員の働きが市の振興にとって極めて重要な要素であり、市長が1つの指示を出せば、2とか3くらいの意見が出るくらいの組織になってほしいと、私は常々願っております。

行政のプロとして、職員の皆様の働きがとても重要です。公務員は、法律により仕事をいたします。

近年、複雑——複雑化した社会において、法律はいくらでも増えて、連動して仕事も増えるという状況にありますが、逆に、行政改革の中で、職員は人口の減少に連れられるようにして職員の減少を繰り返すこととなって、職員の負担はいやが上にも増えております。

職員の休職があった場合は、周囲がますます大変になることもあります。達成感のない仕事の——に謀殺されて疲弊している部署も多いのではないかと——と思うところです。

先日、私は、ある要件を思い出しまして、職員のところに行って所在を尋ねると、あの職員は辞めました、と言われる。何があった、と聞いても口ごもるということが、近年何件かありました。

住民のために働きたいと市役所に入りながら途中退職をする。どんな思いで退職されたのだらうと、思いを巡らすことになります。

かつては、定年まで勤めるのが常識となっていた公務員の世界にも、退職して別の——別の道を歩もうとする方も増えたかとも思いますが、前向きな気持ちで退職されたのか、それとも、暗い気持ちで——でか、どんな気持ちで退職されたのだらうと考えさせられます。沈んでいく船からネズミが逃げ出すと言いますが、何かそのような感じがしなくとも——しなくもありません。有為の人材が退職を選択される。美祿市のために働いてほしい人がいなくなる。人によれば、優秀な人から辞めていくというような方もおられました。有為な方がやめていく。市役所の仕事に誇りとか意義を見出せないのでしょうか。残念でなりません。

近年、定年を待たず退職された方——職員は何人になりますでしょうか、また、退職申出の際、普通の組織であれば、当然、慰留などされるところでしょうか、どういう慰留とかされましたでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（高木法生君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 秋枝議員の御質問にお答えします。

中途退職者については、令和2年度から令和4年度までの3年間で6名おり、平均して1年につき2名が自己都合で退職している状況です。

令和5年度については、年度途中の段階で死亡退職が1名、自己都合退職者が6名となっています。そのうち2名は60歳の者ではありますが、過去の退職者数と比較すると、議員が懸念されるのも無理はないと感じております。

退職の理由については、本人しか分からないものであり——あります——ありますから、把握した内容や推測は、ここでお答えすべきではないと考えております。

慰留については当然行っておりますが、最終的には、本人が熟考して出した結論を尊重し、新たな道に含まれることを応援するしかほかないと考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） ということは、12名——13名退職があったという、こういうことですね、5年——令和5年——2年から5年までですね。なぜ辞めるのか、その原因をやはり聞いておられると思うんですよね。で、それを行政運営に生かして、よりよい職員制度を考える機会にするべきではなかったかと思いますが、どういう対応をされましたでしょうか、お伺いたします。

○副議長（高木法生君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 秋枝議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど申しましたとおり、各それぞれ理由——退職の理由がございます。自己都合という形で退職にはなっておりますけども、新たな道を進まれる方もいらっしゃいます。

ですので、そちらについては、私も応援するのみ——応援していく形で新たな——その分、職員を採用して、一緒になって新たな職員と一緒に美祢市のために頑張っていきたいという形で考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） 中途退職が多いというのは、行政運営に考えるべき問題はないのかということですよ。また、この退職は氷山の一角であって、退職——退職

の予備軍が後ろにどっと控えておるといふ、こういうことはないですか。何かのきっかけがあつて大量退職につながると、市の行政運営も滞ると思うんですけど、いかがなんでしょう。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 秋枝議員の再質問にお答えいたします。

中途退職者の多い今、組織運営に考えるべき問題はないのかといった——いう御質問——御質問にお答えいたします。

まず、令和5年度の現時点で、病院職員を除く本市の離職率は1.6%となっております。令和3年度における全国における地方公務員の離職率が約1.8%ということを見ると、ほぼ平均的な状況となっております。もちろん、こういった状況だから良いという考えはございません。公務職場に限らず、近年、日本社会において、価値観や働き方の多様化、採用競争の激化などによる労働力の流動性は高まっていることを御理解いただきたいと思ひます。

以前は、議員がおっしゃつたように、定年まで勤務することが当たり前とされていた公務——公務員も、近年では流動化が加速化しております。これを、地方自治体職員の公務員全体に言えることですが、可能性が広がっているという一部の見方もあります。優秀な人材が、自治体——地方自治体を離れていく、公務員を——公務職場を離れていくと危機感を抱く方も当然いらつしゃいます。どちらが正しいとは言えませんが、1つ言えるのは、時代に対応した組織であるべきだということでございます。

現代社会では、自治体、組織も含めて、日本企業のこれまでの家庭型組織は成り立たなくなつているとも言われております。いわゆる、家庭型——家庭型組織とは社員を家族とみなし、将来の組織の大黒柱に育てるべく、手厚い教育と保護を施すというものでございます。

一般に、ミレニウム世代、Z世代と言われる若い世代特性として、リアル重視、個人主義を貫く、会社を生きる目的にしない、といった特性があるとも言われていふわけでございます。

こういった世代特性も踏まえ、こういった環境下で、今の時代に即した組織でなければなりません。

なお、年度途中で退職した職員の補充については可能な限り対応しておりますが、

退職職員が在籍していた所属職員には——職員には、行政サービス需要の多様化、複雑化による業務量の増加に加え、災害対応や災害復旧などで大きな負担をかけているというふうに思っております。

そのような中でも、一生懸命職員が一丸となって業務に当たってくれていることを本当にうれしく、また、誇らしく思っているところでございます。

こうした職員の頑張りに答えるべく、組織運営については常に考えるべきものであり、職員が力を発揮でき、安心して職務に専念できる職場環境づくりや魅力ある組織をつくることは、組織の長としての当然のことです。

また、そういった職務環境、また、魅力ある組織であれば、おのずといい人材も集まるというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（高木法生君） 秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） 新しい庁舎に入りまして、何と市長との距離が近いけえですね、何か、ちょっと慣れんから。

慰留は少しばかりされたようなんですけど、私が逆の立場だったら、辞表は受理せんと。もうちょっと美祢市のために働け、でね、それ働いてね、実績を出したら受理してあげようと、そのぐらい、私が逆の立場だったら言います。簡単には辞めさせません、私は。それだけの説得とかされてないんですよ。

○副議長（高木法生君） 回答ですか。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 秋枝議員の今の慰留の御質問でございます。

当然、職場の長がして、その所属長して、そして、人事担当部長もしますし、副市長、私も慰留には努めております。

その結果、いろんなお話を聞きながらであります、最終的には、本人の意思を尊重せざるを得ないという状況でございます。

以上です。

○副議長（高木法生君） 秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） なかなかマイクとのタイムラグがありまして、なかなか慣れんとあれですね。

言われることも分かります。でも、あまりにも簡単に退職させるというふうに私は思いました。

今まで給料もらってから、美祢市のためにどれだけ働いたかと言ったら、まだまだ受けられんと、こういう私だったらやります。まあ、それはいいです。

で、何年か前、30歳前後の若い職員が退職されたことを知りました。で、推測ですが、暗い気持ちでの退職ではなかったかというふうに思っております。それから、その人はどうしたかという、大都市の市役所に入職されたようですね。私がそれを聞いたとき、この難易度の高いところによく採用されたな、それも中途採用でよくされたなあという、こういうことを思いました。その難易度の高い市役所が、中途採用でも取ってやろうという、こういうそを逃がすっていうのは、本当惜しいですよ。これから育って行って、美祢市に貢献してくれる人材を、本当、消失です、と思っております。だから、退職は本当よく考えてやってほしいと、こういうふうに思っております。

今度は、職員の採用試験において、事務職員は——や技術職員の応募状況と試験の実施内容、採用に至る判断基準について、お伺いしたいと思います。

○副議長（高木法生君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 秋枝議員の再質問にお答えします。

職員採用試験の応募状況については、過去3年間の応募者数は、令和2年度が36名、令和3年度が34名、令和4年度が——4年度が37名となっております。募集人員に影響される場合があります——あるとは思いますが、例年35名前後の応募がある状況であります。

令和5年度については、今も採用事務を進めておりますが、現時点で42名に応募していただいているところであります。

過去3年の傾向としては、行政一般事務や消防の——消防職の応募は一定数あるものの、保健師などの資格職や土木技師、行政一般事務の社会人枠の応募が少なく、二次や三次募集を実施している状況です。

また、採用の判断基準については、基本的に、一次試験で——一次試験では筆記試験、二次、三次試験では、集団討論試験と個別面接試験を実施しており、二次、三次試験の点数配分を重きを置くなど、人物重視の採用に心がけているところであります。

以上です。

○副議長（高木法生君） 秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） 分かりました。

二次試験、三次試験に重点を置いておるといふ、こういうことを今お聞きしまして、例えば、一次試験が、例えば、今年だったら42名を受けられたということですが、二次試験までに今度は何人になりましたでしょうか。

○副議長（高木法生君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 秋枝議員の再質問にお答えをいたします。

今年度受けられた方で、二次試験に——を受けられた方の人数ですけれども、今、手元にちょっと資料ございません。ちょっと、お答えは控えさせていただきます。申し訳ありません。

○副議長（高木法生君） 秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） じゃあ、令和4年はどうでしょうか。

○副議長（高木法生君） 古屋総務企画部次長。

○総務企画部次長（古屋敦子君） 令和4年度の上級行政職の応募者数と一次試験、それから二次試験に進まれた方の状況ですが、応募者数は14名で、実際に第一次試験を受けられた方は13名、そのうち、二次試験に進まれた方は7名となっております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） あんまり細かい数字を言って申し訳ないんですけど、4年度は37名ほど応募されたということで、それから、実際の一次試験を受けたのは13名という、こういう理解でいいですね。

○副議長（高木法生君） 古屋総務企画部次長。

○総務企画部次長（古屋敦子君） 秋枝議員の御質問にお答えします。

全体で——試験の全体で37名の応募がございまして、そのうち上級行政職、この種目についての応募者数が14名であり、実際に、第一次試験を受けたのが13名。で、二次試験に進まれたのが7名となっております。土木——上級土木職とか、それと、初級の事務職と——行政職とか、いろいろ職種別に試験を行っておりますので、ちょっと細かい詳細については、ここでは申し上げませんが、上級行政職についてのみお答えさせていただきました。

以上です。

○副議長（高木法生君） ちょっと手挙げてください。秋枝議員。

○10（秋枝秀稔君） ここで、そんなに小さい数字にこだわる必要ないけえですね、大体分かりました。

採用における——一次試験というのは、学力、基本常識という、そういう試験になると思うんですけど、そういうことでよろしいですか。

○副議長（高木法生君） 古屋総務企画部次長。

○総務企画部次長（古屋敦子君） 秋枝議員の再質問にお答えします。

第一試験については専門試験ということで、筆記試験ですね、それと適性試験、それから作文試験を実施しております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） 37名で何人採用されたか、私も知りませんが、今度は逆に、民間の会社においては、人材を探して歩くようなところもあるようですが、行政としては、優秀な人に試験を受けてほしいというような勧誘や働きかけ、それに近いようなことはないですね。確認です。

○副議長（高木法生君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 秋枝議員の御質問にお答えいたします。

市として、勧誘はしてないのかということですが、本市としましては、就職説明会等にお伺い——行って、本市の紹介等を行っております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） どうも、巷間聞くところによりますと、技術職員は受けられる方が少ないというようなことも聞いておりました、私は、なぜかなあというふうに思うんですね。そうした場合、例えば、事務職員は事務ばかり、技術職員は技術ばかりで、今のところそういうふうな、私は、美祢市役所の対応は理解しておるんですけど、昔の美東町の例を申しますと、事務職員が見よう見まねで土木の図面引いたりしてました。施工管理とかそういうのも見よう見まねでしておったんですね。本当、今、美祢市を見ると、事務職は事務ばかり、技術は技術ばかりで、事務屋が簡単な図面引くようなことは全くない——見かけないですね。それこそ、国・県の制度を写しとったようなものになっておるような気がしております。全て

がそういう硬直的なっていうたらええんですかねえ、組織運営がなされているように感じております。もう少し、国・県のやり方を写しとったような制度運営でなくて、もうちょっと柔軟に職員を育てていくというか、技術じゃ——技術——技術の人は技術ばかり一生やって、それはそれでいいんでしょうけど、いろんな視野を広げる意味で、人を育てる意味でも、いろんな職種を回すという、こういうことも必要ですし、事務は事務ばかりでやっておるというのも、これもどうかなというふうに思っております。そういうことはないよ、と言われりゃあ、私の認識違い——違いで訂正をするんですけど、私はそういうふうに思っております。

やはり、ある程度、組織運営というのは柔軟性を持たして、ちょっと視野を変えて仕事してみいと、こういうことはないんでしょうか。お尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 秋枝議員の再質問にお答えいたします。

今、事務職員が図面を引くとか、そういった部分での御質問がございました。

今の我々の業務の中では、やはり専門性っていうのが問われますので、なかなかそういうのは難しいのではなかろうかというふうに思っております。

今言われたことは、仕事のやり方であって、組織運営とどう絡むのか逆にちょっとお尋ねしたいんですけど、よろしくお願いします。

○副議長（高木法生君） 秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） 再質問じゃない——何ですかね、反問権が来ましたね。

私は、やはり、人として市役所に入ったら、いろんな仕事をさせて、人生を豊かにしてあげたらいいと思うんですよね。

で、ただ単に、国・県のやり方を写しとったような、そういう組織運営というのはどうかなというふうに、私は前々から思っております。これでいいですか。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） いろんな仕事にチャレンジしたいという希望にもつながることだろうと思います。本人の幸せにつながるという部分でございますけど、これにつきましては、職員の適正申告制度っていうのがあって、こういう仕事がやりたいっていう申告制度を設けておりますので、可能な限り、職員の全てが——全て満たされるわけではございませんけど、職員の希望に沿った制度も設けているということは申し伝えさせていただきます。



以上です。

○副議長（高木法生君） 秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） あんまりこれやりよると時間がなくなりますんで、美祢市は、県下の市では一番人口減少率が大きいんじゃないかというふうに思っております。

私の数年前の調査ですが――です。人口減は全国共通という声も聞こえてきそうですが、平成20年の合併当時――合併当時からの人口を100とした場合、去年は76になっておりまして約24%の人口減、人口が消失しております。人口減を食い止めて市の振興を図るには、やはり――やはり、行政の果たす役割は大きいものがあります。この場合、先ほど申しましたとおり、市長はもちろんですが、職員の方の頑張りが大きな要素となり、職員の方が力いっぱい働くことのできる環境整備が非常に重要と考えております。そのための組織制度の充実がとても大事であろうと考える次第です。

そのことから、このたびの議会活動における自主――自主研究テーマにおいて、我々の会派純政会においては、農業問題とこの職員問題制度を課題研究としたところであります。

さきの一般質問において、組織の活性化のための職員育成の制度についてお伺いしたところ、人材育成方針に沿って人材育成の取組を進めているということで、その中の主な取組3点を説明されました。

1点目が、人事異動で組織の活性化、それから2点目は、職員の能力や実績を適正に評価することで昇任や給与等の処遇に結びつけ、モチベーションと働きがいを引き出すことを目的として、平成28年度から人事評価制度を本格的に実施していること。以前の年功序列的な人事管理から、能力・実績を重視した方向に転換し、職員の能力を十分に生かすために取り組んでいること。3点目として、人事交流及び外部人材の登用について、外部機関との人事交流は、外部人材の登用を推進していることを述べられました。平成28年度から制度を本格的に運用したということですので、今は7年を経過しております。

例えば、人事異動においても、複雑専門化した業務の中で仕事を覚えて、自分なりの考え方で業務を遂行しようとしているときには異動になるとか、人事評価制度において、自分がどのように評価されて、人事にどのように生かされ処遇されているか、個々人に示されて、初めて生きた制度になるかというふうに私は思っております。

ます。立派な仏様つくったけど魂が入ってないただの石ころと木になってないか。言い方失礼ですけど、その辺が気になりまして、お伺いいたします。

○副議長（高木法生君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 秋枝議員の御質問にお答えをいたします。

人事評価制度がきちんと機能しているのか、先ほど言われたように、その評価が本人にそのように戻っているかという御質問だったと思います。

こちら、人事評価につきましては、年2度評価をする機会——期間がございまして、それを——その結果は、当然、本人に戻すような形で、本人には自分の評価がどのようになってるかというの見える制度になっております。

以上でございます。

○副議長（高木法生君） 秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） それは本当、大変いいことだというふうに思います。

その場合、例えば、評価者と評価された人で丁々発止があるんですか。丁々発止の、私はそうじゃない、そんな——それは評価が違うでしょう、とか、そういうことです。

○副議長（高木法生君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 秋枝議員の御質問にお答えいたします。

きちんと評価される方と評価する者が話し合ってるのか、ということの御趣旨だったと思います。

こちらのほうにつきましては、人事評価の過程において、期首の面談、中間面談、期末面談という形で、それぞれ話し合いをするように——するように——面談をするように制度上なっております。

以上でございます。

○副議長（高木法生君） 秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） 言葉尻として申し訳ないんですけど、制度上はなっておるということは、あまりないということですか。

○副議長（高木法生君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 秋枝議員の再質問にお答えをいたします。

制度上にはなっておりますし、全部できてるかっていったら、できてるとは思っていますが、改めて、このたびの部局長会議でも再度実施をするように、職員と——

評価される職員と評価するほうの職員のコミュニケーションを十分取るように、再度指示をしているところでございます。

以上です。

○副議長（高木法生君） 秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） それだったら大変いいことだと思います。

評価されるほうが、何でこんな評価するんか、という、こういうこともあるんじゃないかというふうに推測はいたしました。本当、それ以上、私言いませんけど、頑張ってもらいたいというふうに思います。

市では、職員研修とかに取り組んでおられることは承知しておりますが、いま一つ大きく足りないものがあるのかなというふうに日々思っておるんですね。市役所の職場へ行っても、活気というか、はつらつとした職場の明るさがないように感じるんですね。何か——何かしら寂しい雰囲気を感じるのは、私だけなんでしょうかね。

市役所内は円滑に運営されておりますので、それでもいいのですが、私は、職員が生き生きと仕事をして、輝いて仕事を進めれば、同じように地域が輝き、地域の活性化にもつながるというふうに思っております。

このような職員は、少しはいるにしても、生き生きとして仕事をしておる期間は長くはないというふうに思っております。

言いたいのは、崩して言えば、わいわいがやがやの組織にならないものかと、日々思っておるんですね。組織の活性化のための制度などで——制度で取り組んでおられることがあれば、お伺いしたいなというふうに思います。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 秋枝議員の御質問にお答えいたします。

令和3年12月定例会での御質問の際には、職員の人材育成を行いながら、職員が能力を発揮できる組織を構築し、組織力を強化する、ひいては市の振興につなげるという、主な取組を答弁させていただきました。

そのほかの組織の——組織活性化の取組といたしましては、反省度を上げることができるとお思います。

令和3年度の制度導入によって、課内での柔軟な人員配置、指揮・命令系統の迅速化、班長となる職員の人材育成など、組織の活性化に一定の効果が得られたもの

と感じております。

また、職員の定期異動時期の変更について、現在、検討を進めているところでございます。

通常は4月異動のところ、7月あるいは10月に変更し、職員の繁忙期の負荷の緩和を図るとともに、これを通じて、組織の活性化につなげてまいりたいというふうを考えております。

さらに、新庁舎になり職務環境が——職場環境が大きく変わったわけでございます。ワンフロアとなり、所属の区切り、壁がなくなったことは、御案内のとおりでございます。相談や協議がしやすい環境、協力しやすい環境、また、周りを見渡せる環境が生まれ、風通しのよい職場となり、組織の活性化につながればというふう考えております。

以上でございます。

○副議長（高木法生君） 秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） ぜひとも、活性化につながるような職員制度をつくり上げていただいて、活性化につながることを願っております。

民間では、営業成績とかいろんな場面で、仕事の成果が数字にあらわれてきますので、それに向けて一生懸命真剣に取り組んでいく過程で、成長する組織は自然発生的なわいわいがやがや組織ができていく職員にダイナミズムが出てくるというふうに私は思っております。

それによって、皆で取り組むなど職場の一体感が出てくるようにも思います。

公務員の場合は、横目で見ると感じるような感じで、どうなのでしょう、住民福祉の向上という数字に出ない職務だからでしょうか、組織の活性化が非常に大切であろうというふうに思っております。

民間であれば、勤続何年とかいうインセンティブを考えて、表彰とか福利厚生をしておりますが、市役所にはこういう制度とかがありますでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（高木法生君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 秋枝議員の御質問にお答えいたします。

長く勤めた職員に対して、インセンティブとかいうのがありますか、という御質問だったと思っておりますけれども、本市においては、リフレッシュ休暇というのを設け

ておりました、20年と30年——勤続20年と30年に——の職員に対して、特別休暇を与えるようにしております。

以上でございます。

○副議長（高木法生君） 秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） やはり、いいことだと思います。

で、表彰状とかはないんですね。まあ、いいです、ないということで分かりました。

私がここで特に強調したいのは、さっきの質問で申しましたとおり、隣の山口や下関、あるいは宇部などの都市部のような組織体制やその運用しておっては、市町村間の競争に負けます。人口や企業活動数など様々に充実してる隣接の市の一步先でなく2歩先か3歩先、あるいは周回、何週か先を走るようにしないと、美祢市は取り残されるような感じを持っております。

そのためにも、職員の皆さんの働きが非常に大きく重要と思っておりますし、職員の方も、厳しくとも力いっぱい働ける環境を望んでおられるんじゃないかというふうに思います。そのようになることが必要と思っております。

先般の一般質問において、美祢市独自の職員組織活性化の研究会というか、制度検討会を始めたかどうかという質問に対しまして、職員組織制度の検討について審議会や検討会を組織する段階ではないと思っており、人事制度の目的は、人的資源を最大限に活用することであり、今後も引き続き、様々な手法において、職員の人材育成と職員の能力が十分に発揮できる職場環境づくりなどを推進し、組織力の強化を努め、改善・改革を繰り返す組織にする旨述べられております。

私は、人事制度だけでなく、職員組織制度の改革に係る検討会とか研究会に近いものをつくってはどうかという、こういう提案をしたつもりなんですけど、ちょっとすれ違いました。

仕事を楽しんで、市民の方が訪問しても何か楽しくなるような市役所、地域振興にこのような方法があったのか、とか、美祢市の振興が日々図られるような組織風土を職員の努力に要請しても、なかなかできるものではないと思います。自然ににじみ出るような組織制度はできないものかと考えます。

このたび、豪雨災害がありましたけど、その水害についても、いつも携わってるいろんな部署の方が、これはどうなんだろう、というふうに考えておられたことも

——と言っても不思議ではないと思いますし、あるいは農地がこれだけ荒廃の一途をたどっていくことの予測から、対策はどうしたらいいんだろうか、という、こういうことも考える——考えられる職員もおられると思います。

私は、職員組織の制度運営についての研究会というか——検討会、そういうものが必要であり、これが、市町村間の競争の最終的な勝利者と言っては大げさでしょうけど、少しは前へ向いていく組織になるというふうに考えております。

制度を考える仕組みを私はつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。再度お尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 秋枝議員の再質問にお答えをいたします。

一口に職員組織制度と言いましても、人事制度、勤務制度、雇用制度など多岐にわたり、組織運営に関する制度全般を指すものと思っております。

議員御発言の研究会や検討会の目的が、組織の活性化という非常に大きい——大きな概念の中、漠然と研究会や検討会を立ち上げて、よい結果が生まれるとは考えておりません。そういった意味で、令和3年12月定例会での御質問では、職員組織改革の研究会を組織する段階にはないとお答えしており、現在も同じ考えであります。

以上です。

○副議長（高木法生君） 秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） ありがとうございます。

これを突き詰めていっても平行線たどると思いますんで、これ以上言いませんけど、私は必要というふうに思っております。

さきの質問で、同じく、日本の大手損害保険会社が、部長ポストや課長ポストを手挙げ制度に改めて組織運営をして、年齢制限もしないということを述べました。このような新たな人事制度で、会社の発展を図る狙いのようなのです。

私は思いました。行政もこういう試行錯誤と朝令暮改を繰り返して、失敗も繰り返しながら、最後はベストな形に落ち着いたとき、後ろ見てみれば、どの自治体も追いつくことができない先進自治体に変身しているのではないかと思うところです。

今の状態で、このまま突っ走ることは別段可能ですが、視点を変えるということも大事ではないかというふうに思います。

今は、通常に職務遂行していれば、給料も上がり、職務・職階も上がり、やがて管理職になると、仕事を——仕事で実績を多く残さなく——なくとも、大過なく過ごしておればというような、こういう極端な言い方ですよ、済まない気もしますが——ですので——ですが、今の制度改革は必要ではないかというふうに思っております。

人材育成方針として、人事異動や人事評価、人事交流、外部人材、それは大変いいことだと思いますが、それがうまく機能し、さらにモチベーションが上がる制度の改革・改良すれば、途中で辞める方も少なくなるし、優秀な人材が集まってくるような気がしております。

職員個々の輝きが、地域の活性化につながる——つながるというふうに思っております。いかがでしょうか。くどいですかね。お尋ねします。

○副議長（高木法生君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 秋枝議員の再質問にお答えをいたします。

改革や改善を繰り返す組織でないと生き残れないという認識は、秋枝議員と同じであります。

組織の改革も重要であると思いますが、まず——まずは、職員個々の能力を高め、業務改善を検討・実施し、組織としての生産性、効率性を向上させることが、優先順位は高いと考えております。

このため、新庁舎に移行して可能となったこと、あるいはDXを活用してできることなどを踏まえ、職員に業務改善案を募集する準備を進めているところでございます。

以上です。

○副議長（高木法生君） 秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） ありがとうございます。

何度も言いますが、立派な仏像をつくって魂を入れなければ、単なる石や木ということと同じだと思いますが、せっかくだいい人事制度とかいろんなものをつくられても、大事なものが抜けて落ちておれば、生きた運用が難しいというふうに思います。極端な言い方をしてすみません。そういうことで——そういうことです。

未来を見据えた先進的施策の提案がほしいです。頑張る職員が継続して頑張られるかといえば、初めは頑張れるでしょうが、どうなんでしょう、志があるからモチ

ベーションが高いというのは、やはり幻想であって、長い年月ではモチベーションは下がる——落ちるように思います。

モチベーションには、給与や市の方針などの外的な要因と昇進評価されることや、達成感などの内的な要因、2つあると思います。

いろんな面において、モチベーションが上がる試行錯誤、朝令暮改を繰り返していかない限り、いい制度はできないというふうに考えております。

経験に裏打ちされた行政のプロですから、勤務年数の重要性は否定しません。給与も勤続年数によって長い間の経験値が蓄積されて、それが年功になって給料につながることであり、自動的に上がってまいります。それはそれで悪いことはないと思いますが、期末勤勉手当などは、基準を若干見直しているやに聞いておりますが、どうなのでしょう。どのぐらい見直されておるか、私はちょっと分かりませんが、美祢市のためには、将来のためにもしっかりと検討してほしいというふうに思います。

もう時間があまりないもので、ちょっとはしよりますが、また、新卒採用が、確かに人事においてもドタバタが少なく判断がしやすいでしょうが、かといって、今の採用試験が、先ほど説明を受けましたが、昔だったら、公務員学校に行って勉強しておれば、いい点が取れて採用になったということもあるんでしょうが、真に地域貢献をしたいという民間の有能な人材を集められないものかと、いつも考えております。市役所の組織運営が、社会人採用になじんでないのかなども考えさせます。

一番は、社会経験を積んで地域貢献がしたいというような考えの即戦力になるような人材の採用が一番と考えます。

私は、採用における年齢制限をある程度撤廃すべきと思います。

例えば、45歳で採用入職しても65歳定年でありますから、20年間活躍してもらいます。確かに、職員年齢のピラミッドが崩れるということもありましょうが、それは、sonだけ大事なもんじゃないというふうに思います。どうでしょう、新卒採用だけで民間人採用を積極的に広げていったらいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 秋枝議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、ちょっと多岐にわたったので、ちゃんと御回答できてるかどうかは御容赦いただければと思います。

まず、採用年齢でございます。



これにつきましては、もともと職員は、ある程度新卒者を採用して、自治体が望むレベルまで達してくれるっていう期待も込めての採用年齢を設けたわけでございます。

これにつきましては、近年、採用年齢制限が緩和されている傾向にございますので、これについては緩和していくところでございます。

あと、社会人枠採用でございます。

これ、Uターン——UJIターン枠ということで定住枠の募集を——に取り組んでるところでございます。

これにつきましては、積極的にこの採用試験は毎年実施することとして、積極的に、また、社会人枠も採用してまいりたいというふうに考えております。

おっしゃるとおり、新採については、採用のメリット、また、デメリットもあるわけでございますけど、ある程度も新採も同時に採用しながら、また、その平均——年齢制限を緩和しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） ぜひとも、社会人採用を積極的に進めてほしいと思います。

研修費は民間が出しております、行政が出す必要ないですから。新卒採用だったら行政がみな経費を出さなきゃいけないということですね。それと、優秀な人材が来ると思います。

時間があまりないもので、ちょっとはしよりますが、職員は一生——一生懸命業務に取り組んでおりますが、まだまだ多くの能力を眠らせている方がとても多いように私は見ております。読み書き、そろばんができれば、職員としては十分なんだろうが、これはできて当たり前であって、その先、何の提案ができるかが勝つと思います。

そういうことで、ぜひとも社会人採用を考えていただきたいというふうに思っております。

民間準拠の公務員制度が——公務員制度も、いつかは改革の嵐が来るような気がしております。これだけ国に財政赤字が来ると、どっかでしわ寄せが来るような気がしております、職員組織の制度を考える時期に来ているのではないのでしょうか。

何回も言うようですが、今、市町村より、一本先、二本先も先を行かないと競争

に負けます。

私は、弱肉強食のハゲタカ資本主義というのがあるようですが、そういうのは決して求めておりませんで、職員の方が市役所で働いてよかったなど、市民の方も市役所に行ってよかったなど思えるような組織制度を追求していくべきというふうに思います。それが、美祢市の振興発展の礎であろうというふうに思っております。

最後に、近江商人が、三方よしというものをモットーに、自らの利益をのみ求めるだけでなく、多くの人に喜ばれる商品を提供し続けて尊敬もされ、何かしら利益がついてくるという、こういう状態であったと思う——というふうに思います。

市役所も、この三方よしの精神を、市民よし、市役所よし、みんなよしという言葉に置き換えると思います。

近江商人は、個人のもうけに棒札されることなく、世間のことを考えることによって、かえって利益が出てきてしまうという、こういうことでしょうか。発想を変えて、誰もが思わず笑顔になるような——なれるような組織制度はできないものか。このたびの研究会が私は必要というふうに、再度言わせていただきます。

このたびは、美祢市の振興発展のために、職員組織がフル回転することが重要であり、このように退職者が多い現状からしても、組織制度の見直しが必要であり、それをいかにするか、モチベーションを図れる組織にするための制度設計を試行錯誤、朝令暮改を繰り返しながら実施していくことは重要と考え、この質問に至りました。

以上で、時間ぎりぎり私の質問を終わらし——終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔秋枝秀稔君 自席に着く〕

○副議長（高木法生君） この際、14時15分まで休憩いたします。

午後2時02分休憩

-----  
午後2時15分再開

○副議長（高木法生君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。岡山隆議員。

〔岡山 隆君 発言席に着く〕

○11番（岡山 隆君） 皆さん、こんにちは。ちょっと返事が小さいですけど、私は、

皆さんと会い、そして皆さんと語り、皆さんと関わり合って、少しでもお役に立てるよう、マイナス30歳の気概で挑戦してまいりたい——おります、公明党の岡山隆でございます。どうかよろしく願いいたします。

さて、最初の質問は、公費制度がある子宮頸がん予防ワクチン接種に関してであります。

子宮頸がん予防ワクチンは、HPVワクチン、ヒトパピローマウイルス、いわゆるHPVの感染を予防するワクチンであり、子宮頸がん予防ワクチンとして、接種が進められています。令和4年から、女子を対象とした定期接種の積極的勧奨が再開され、現在、このキャッチアップ接種も含め、ワクチン接種が進んでいると認識しております。HPVは主に性行為により皮膚や粘膜から感染し、子宮頸がんをはじめとする様々ながん等疾患の発症に関わっていると言われております。

また、女性の多くが一生に一度は感染すると言われており、感染原因の多くは男性と言われております。

現在、このワクチンは、小学校6年生から高校1年生相当の女子に、公費接種が行われますが、条件として、この半年から1年半——1年の間に決められた接種回数と接種の間隔を空けて打つことになっています。実際のところ、このHPVワクチン接種が進んでいないことが、子宮頸がんの率、また死亡率ともに、残念ながら増加してると言われております。したがって、子宮頸がん予防ワクチン接種率低迷にあるこの背景について、まず、お伺いいたします。

○副議長（高木法生君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

子宮頸がんのほとんどが、ヒトパピローマウイルスというウイルスの感染で生じることが分かっており、多くの女性が一生に一度は感染するとも言われております。

ただし、感染しても、ほとんどの人はウイルスが自然に消えていきますが、一部の人は、持続感染からがんの前段階に進み、その後、数年から数十年かけて、子宮頸がんに行進していくため、まずは、感染を防ぐことが、がんを予防することにつながると言われております。

感染を防ぐ有効な手段の1つとして、平成21年10月に始まったワクチン接種は、小学校6年生から高校1年生相当の女子を対象に実施をしておりましたが、接種後に、接種部位の痛みや腫れ、不随意運動などの多様な症状の発生報告があり、平成

25年6月の厚生労働省通達により、積極的な勧奨が差し控えられることになりました。

その後、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたため、令和3年11月に、積極的勧奨の差し控えは終了いたしました。

議員御発言の接種率低迷の背景につきましては、副反応のリスクや厚生労働省通達により、積極的な勧奨が差し控えられた期間があることなどが影響しているものと推察しております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） あれですね、再質問なんですけど、このHPV、ヒトパピローマウイルスはですね、今説明がありましたけど、感染しても多くの人は、このウイルスが自然消滅すると今説明もありました。だけど、この一部の人に、残念ながら、がんを発症するケースがあります。

先日のNHKのニュースにおいて、子宮頸がんにかかり死亡した方は全国で、年間約3,000名の方が尊い命が失われているわけでございます。そういった実態というものを、やっぱり真摯に受け止めていかなくちゃならないとこのように思っております。

女性のこの子宮頸がんワクチンは、もう公費助成、国がちゃんとコロナウイルスと同じように、国がお金を出してくれます。私も昨日、コロナウイルスワクチンを7回目しましたけど、大した副作用は出ませんでしたけど、そういったことで、今後この男性、逆に、男性がHPVワクチンを任意接種すれば、一体幾らかかるのか、また男性の接種状況について、分かれば御説明お願いいたします。

○副議長（高木法生君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） 岡山議員の再質問にお答えいたします。

まず、男性の接種状況についてでございますが、こちらについては、把握をしておりません。

また、接種費用につきましても、ワクチンの種類がいろいろありますが、9価ワクチン、9つのウイルスに効く成分のワクチンにつきましては、1回当たり3万899円、2価及び4価ワクチンは、いずれも1回、1万7,974円で、契約のほうをしております。それぞれ同じワクチンを、限られた期間の中に——中で3回接種が必

要となりますので、今の金額の3回分が必要ということになります。

以上です。

○副議長（高木法生君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。

基本的には、男性が、今回このワクチンを打つといたら3万800円、かなり高額ですので、打たれる方はほとんど私はいないのではないかと、男性が発生元でありますけれども、問題は、やっぱりしっかりと、こういった予防ワクチンというものをしっかりと勧奨していく、そういったことが私は大事ではないかと思っております。

もうちょっと男性のほうについて、あんまり状況というのはちょっと私理解しなかったものですから、それについてちょっと再質問をさせていただいたところでございます。

それでは、次の質問として、残念ながら積極的勧奨しなかったゆえに、公費接種での機会を逃してしまった方々が、現在の16歳から26歳の女性になるということがあります。その方々を救済するために、国においては、昨年4月1日から令和7年3月21日までを期間として、キャッチアップ接種が実施されています。公費負担で接種を受けるためには、期間内に3回目接種を終える必要があり、接種回数と接種期間を考慮すれば、少なくとも6か月の期間が必要となります。

キャッチアップ期間、山口県も本気で取り組まれておりますけれども、この期間が終了するのは、令和7年3月31日までであり、そこまで、3回目の接種を受けるには、遅くとも令和6年の9月には、初回の接種を受ける必要があります。学生の場合も、少なくとも夏休み前までには、通知が届いている必要があります。また、仕事の関係上、社会にも出ておられる方については、仕事の関係上、接種のタイミングを図るということを含めれば、令和6年度初め、4月頃までにはお知らせの通知が届いていることが望ましいと思われれます。

近隣他市においては、初回接種が10%以内ということであり、本市の子宮頸がんワクチン予防接種の向上に努めておられると思いますが、接種は十分に伸びていないと感じております。定期接種の積極的勧奨後、現在の初回接種について、お伺いします。

○副議長（高木法生君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

子宮頸がんの予防接種は、1年以内に3回接種することが一般的ですが、積極的勧奨が再開をされました令和4年度の初回接種の実績は、対象者が365人、接種人数は42人で、接種率は11.5%となっております。

また、令和4年度で3回目の接種が完了する対象者1,125人に対して、接種人数は125人となっております、接種率は11.1%となっております。

なお、対象者への周知につきましては、積極的勧奨が再開した令和4年7月からは、対象者本人とその保護者宛てに、接種券を郵送する接種勧奨を行うとともに、ホームページ等を活用した広報を——広報活動を実施しておるところでございます。

申し訳ありません。積極的勧奨が再開した、令和4年4月からでございます。4月以降、対象者本人と保護者宛てに接種券を郵送する接種勧奨を行うとともに、ホームページ等を活用した広報活動を実施しております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。

近隣の市においても、ワクチン接種というものがですね、やっぱり10%ということで、やっぱり美祢市、今11.5%ですか。同じような状況、県も一生懸命女性の方の子宮頸がんでがんにならないようにということでキャッチアップ運動で相当力を入れておりますけれども、なかなか進んでないなということを改めて感じました。

ということで子宮頸がんワクチン接種がこういった問題なく取組が、今現在、美祢市の自治体として、進めるにあたっての目標設定、どこまでは最低限、目標を持ってきた、今11%ぐらいですけど、最終目標までには、いかほどまでに持っていきたいのかどうか、これについてちょっと再質問したいと思います。

○副議長（高木法生君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） 岡山議員の再質問にお答えいたします。

キャッチアップ接種について、目標設定等、どのようになっておるかということでございます。

このキャッチアップ接種については、積極的勧奨が差し控えられた間に、定期接種の対象となられる方で、その方たちに、公平な接種機会を確保するという観点から、令和4年度から6年度までの3年間で接種をしていただく、これをいわゆる、

キャッチアップ接種というふうに申しておりますが、このお知らせをしております。

で、このキャッチアップ接種、令和4年度の実績でございますが、対象者が1,977名、そのうち177人の方が接種をされ、接種率は9%となっております。先ほどの11.5%に比べると、接種率は低くなっておりますが、御案内をした方の接種自体は、滞りなく進んでおるといふふうに理解しております。

また、この接種率の目標についてでございますが、特に何%以上とかいう設定をしておりますが、引き続き、1人でも多くの方に接種していただけるよう、積極的な勧奨に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。

次の質問に移りたいと思います。

積極的勧奨が中止された期間に、定期接種の対象年齢であった女性——女性に公費による折衝を認めるキャッチアップ接種の終了が令和7年3月末に迫る中、1人でも多くの方に接種していただくことが重要です。

9月のこの朝日新聞においてですね、HPVワクチンについての接種対象者本人の28%、また、積極的勧奨が再開されたことについても、知らないと答えた対象者は53%、半数以上であり、全国的にも、対象者に十分にもう周知されていない現状というものが、新聞紙上で浮き彫りになりました。

キャッチアップ接種の対象者に、子宮頸がん予防ワクチンに関する情報を届けるに当たりですね、ワクチンの効果や接種の間隔、また、公費ですから無料であることが目にとまる必要があります。

過去において積極的に勧奨が中止された、その期間ですね、定期ワクチン接種の対象年齢であった女性への対応策、この周知についてお伺いしたいと思います。

○副議長（高木法生君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

積極的勧奨が差し控えられた期間に、定期接種の対象で、接種の機会を逃した方には、公平な接種機会を確保する観点から、従来の対象年齢を超えて接種を行うこととしており、令和4年度から6年度までの3年間でキャッチアップをしていただくよう、お知らせをしております。

子宮頸がんは、他のがんと同様、早期発見・早期治療に加え、感染を防ぐことが、がんに罹患しないための手段の1つであります。このため、ワクチンの安全性や接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められていることなど、正しい情報を周知し、公的接種の機会を逃すことのないよう、積極的な勧奨に努めております。

接種が終了していない方につきましては、引き続き、年度当初を目安に、積極的勧奨を実施してまいるようにしております。

今後も、引き続き、積極的勧奨を実施し、多くの方に接種していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 積極的勧奨に関しましては鋭意努力されているとは思っております。しかし、対象者に伝達、周知が届いていても——届いていても忘れてしまうなど、また、そういった周知をなくしてしまう。こういった場合ですね。周知期間、打つ期間が終了した場合にですね、もうどうしようもないわけですね。それは、こういった子宮頸がんのためのワクチンをきちんと今の世代に売っていくということは、やっぱり市民福祉部としては、若い女性の尊い命を守っていくということに、私はつながってくると思っておりますので、それが、自分自身の身内にならないように、また、市民の皆さんにならないように、そのために、こういった無くした忘れた、こういった方への救済措置というもの、最後まで全力で対応されると思っておりますけれども、そういった方に対する対応策というのは、何か、明案があるのかどうか伺います。

○副議長（高木法生君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） 岡山議員の再質問にお答えします。

議員御発言の救済措置についてでございますが、他の予防接種と同様に、特に、救済措置についてはございません。したがって、市といたしましては、ワクチンの安全性や接種により有効性が副反応のリスクを上回ると認められていることなどの正しい情報を継続して周知をし、公的接種の機会を逃すことのないよう勧奨に努めますので、市民の皆様も接種券が御手元に届きましたら、早めの接種をお願いしたいというふうに思っております。



また、なくされた場合には、なるべく早く担当課のほうに御連絡をいただき、再発行し、接種していただくといった形で対応したいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。

できるだけ漏れがないように、状況によって期限がきた場合、接種率というものがまだまだ低い場合には、もう一度勧奨していくなどですね、連絡するなど、そういった対応策というのをしっかりと考えていっていただきたいとこのように思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、がん検診受診率低迷への抜本的対策に関してです。

日本人の2人に1人が生涯のうちにかかる国民病は皆さん、御存じだと思います。それは、がんなんです。

2006年に、がん対策基本法が制定されたことが大きなきっかけとなり、国を挙げた取組が本格しました。同法に基づき、具体的な取組を進めた結果、全国どこでも同水準のがん診療を受けられる体制づくりが進み、各地で、がん診療連携拠点病院は、今年4月時点で全国456施設まで拡大しております。

若い女性に増えている、今言った子宮頸がんにおける検診受診率は、山口県が全国最下位であり、令和4年度分は10.3%です。

市民の皆さんが年1回定期的に受けることができるがん検診受診者数等は、令和4年度分において、胃がん検診が2.2%、対象者は1万6,499人に対して、受けたのが369人、乳がん検診が10.6%、9,017人対象で、受けたのが458人、肺がん検診が8.4、大腸がん検診が10.6、前立腺がん検診が2.9%であります。これらは会社組織における健康保険組合で受けた、こういった健診等については含まれていませんが、対象者人数から受診率は10%程度という低い受診率になっています。

がん検診を受けない理由としては、面倒くさいから、忙しいから、自分は大丈夫、怖いからなど、自分の弱さに負けてしまって、悪循環を乗り越えられない現状が見て取れます。がん検診受診率は全国的にも低迷していることは、検診受診率対策も低迷しているということにつながります。がん検診受診率の向上への抜本的対策について、明案があるのかどうか、伺います。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

近年、がんは早期発見、早期治療で完治することが多くなりました。5年以上生存率は約6割とも言われているわけでございます。したがって、がん検診の果たす役割がますます重要となってきました。

がん検診につきましては、受診率向上のため、広報「げんきみね。」やホームページでの情報提供に加えて、包括連携協定を締結している民間事業者における受診勧奨なども併せて行っているところでございます。

また、過去2年間にがん検診を受けられた方には、申込みをされなくても、受診票を送付し、特に、集団検診については、受診忘れがないよう、検診実施期間の2週間前に送付しております。

さらに、市内医療機関で受けていただく個別健診に加え、各公民館で実施する集団検診において、国民健康保険の基本健診を同時に受けられるよう、利便性を確保しております。

婦人がん検診につきましては、近隣市の医療機関での受診も可能とするとともに、年に数回、休日のがん検診も併せて実施しております。このような取組を通して、受診率の向上に努めておりますが、受診者数の増加につなげていない状況であります。

全国的には、受診案内の工夫により、受診率の上昇につなげたという例もございますので、そういった事例を分析し、受診者数の増加に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。

私も、集団健診、公民館行って受けてまして、3年連続健診したということで、今回商品券が——千円の商品券が出まして、夫婦で2,000円頂きました。しっかり生活に使わせていただいております。そういったこともあるということで、大事なことはないかとこのように思っております。

問題は、検診率がなかなか、どこのよその自治体も上昇をしていませんけれども、この先進地での受診率が上昇している、こういったところの取組、どのような対策

をされてるか、それを——等をこの自治体においても、参考にしていこうとされているかどうか、この辺についてちょっと再質問をいたします。

○副議長（高木法生君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） 岡山議員の再質問にお答えいたします。

先進地での受診率向上の取組についての御質問でございますが、調べてみますと、対象者全員に複数回の受診勧奨をするなど、勧奨方法の工夫をされているところ、また、検診ガイドを配布し、分かりやすい——分かりやすく受けやすい形、また、申込み方法や検診内容、これについて分かりやすく説明するなど、様々な取組を実施されておるようでございます。

今後、他市の施策を分析し、美祿市といたしましても、受診率の向上につなげていけるように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。

ということで、次の質問に移りたいと思いますけれども、他の自治体についても、がん検診受診率の向上に向けた対応されていると思いますが、なかなか苦戦しているように思います。

我が家、親戚を見てみますと、国民病であるがん罹患率を比較すると、全国的には2人に1人ががんにかかりますけど、我が家でも、3人に1人の割合でがん罹患しています。身内においても、定期がん検診を2年ぶりに受けた際、がん罹患していることが判明し、初期、1期から2期段階であったことから、手術した後、抗がん剤治療等で、その後、完解という形になっております。早かったからよかったということなんです。がん罹患しているも、症状にあらわれないことも多々ありますので、必ず、年1回の定期検診、公民館等で実施されておりますけれども、これを受診しですね、手後れにならないようにすることが重要です。

健康診断の受診率が向上をしている先進地域では、小・中学生のがん教育が進んでいるともお聞きしています。無料クーポン配布や個別受診勧奨と、先進地域での受診率向上への導入対策について、もう少し具体的に、導入してる方法というものを推し進めしていただきたいと思います。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

がん検診の無料クーポン券の配布は、国の補助事業で実施し、20歳の子宮がん検診、40歳の乳がん検診の2種類を配布しておりますが、本市においては、現在のところ、受診率の上昇にはつながっておりません。

しかし、がんによる死亡、重症化を予防するためには、検診による早期発見、早期治療が重要であります。本市では25歳、30歳、35歳の女性には、子宮がん検診を、そして、50歳、55歳、60歳の節目年齢に当たる全ての方にはがきによる受診勧奨を実施しております。

国が推奨する胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がんの5つのがんの検診については、がんの死亡率を減少させていることが科学的に実証されておりますので、がん検診を市民の皆様が受けられますよう、今後も広報に努め、検診の無料化を含め、受診勧奨の方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、小・中学生のがん教育については、本市においても、令和3年度から取り組んでおりますみね健幸百寿プロジェクトにおいて、小学生では6年生を、中学生では2年生を対象として、がん教育を実施しているところであります。

がん教育を通して、がん予防につながる食生活、運動の大切さや検診、受診による早期発見、早期治療の重要性を幼少期から学ぶことで、自身の健康管理につなげ、併せて、子どもたち自身が学んだことを、親や祖父母世代へ情報発信してもらいたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。

今、小・中学校では、がんの教育というものを進められているということもお聞きしております。こういったところを、若いときから、がんというものがどういったものであるかということをしつかりと教育しておくことが非常に私は重要ではないか。私らの世代ってなかなか、そういったことを受けていない世代でしたので、これから、行政としても、そういったところに私は力を入れていけば、少しずつがんに対する捉え方、また検診を受ける必要性、そういったところを私は認識して、食生活の在り方なども賢くとらえることが私はできると、このように感じておりますので、どうかそういったところをさらにグレードアップ進めていただきた

い、このように思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

美祢社会復帰促進センターにおけるセンター生の出所後の生活支援についてです。

美祢社会復帰促進センターは、2007年4月、我が国初のPFI手法、官民協働の刑務所として発足、美祢社会復帰促進センターとして運用が開始されました。早いもので16年が経過しておりますが、民間企業が参入しての、地元の雇用にも貢献しております。

また、センター生、受刑者における教育訓練で、パソコン活用教育、猫ちぐら製作販売、これはふるさと納税の返礼品となっております。介護施設で働くことができるよう介護訓練及び資格の取得と、出所後の生活支援に尽力していると認識しています。そうした効果もあり、出所後の2年以内の再入所率は、全国平均18.1%に対して、美祢社会復帰促進センターは、男性8.5、女性3.4%と低くなっています。

しかし、そう一端は更生するものの、その後の再犯率が高く、社会問題ともなっています。その実態は、刑余者の出所後の生活支援について、当人が社会に順応した生活が送れるよう、配慮した制度がないのが現状ですと、山口県障害者施設協議会の（津田泰）会長、刑余者の出所後の生活支援に尽力が述べられています。

また、行政機関による様々な支援サービスを受けたくても、刑余者は、知識や情報も乏しく、具体的な福祉サービスを受けることもかなっていないのが現状と言われています。どのように受け入れるか、体制の整備が強く求められていますが、行政自らがすぐにもできることに取り組まれるべきではないでしょうか。美祢社会復帰促進センターの出所後、市内に居住する際の居住確保支援について、まず伺います。

○副議長（高木法生君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

美祢社会復帰促進センターは、本市が誘致して、平成19年に開庁した日本初のPFI刑務所で、開設の経緯や復帰センターの運営理念の一つに、地域との共生が掲げられていることもあり、本市とも、また、市内事業者や地域団体の皆様とも様々な連携をしており、復帰センターに収容されている受刑者であるセンター生の更生に、地域として協力しているところであります。

また、センター生は、各種条件を満たしているため、更正の可能性が高いと判断

されており、議員御発言のとおり、国の再犯防止に係る目標である出所受刑者の2年以内再犯率は、令和2年の出生受刑者について見ると、全国平均が15.1%であるのに対し、センター生は男性3.8%、女性5.5%と、全国平均と比較して低くなっております。

本市では、第2期美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、引き続き、矯正がつなぐ仕事づくりの一環として、復帰センターと市内企業との連携促進や、そのための意識醸成、復帰センターとの連携によるセンター生への支援等を掲げております。

平成31年3月には、復帰センターを含めた地域の関係者が、矯正の考え方にに基づき、持続的な発展を目指していこうという、美祢社会復帰促進センター等を活用した地方創生推進事業構想を策定し、センター生の支援を内容とする人材再生を含む4つの基本方針に基づき、各種取組を実施してまいりました。この各種取組もあつてか、総合戦略で掲げた目標である刑務作業等に関わる市内企業の数、令和6年の目標である10を達成して、令和4年時点で11となっております。

今年度からは、同構想の実現に向けて、市内外の関係者と連携しながら、センター生の更生への協力と、地域活性化を両立するための施策を国の交付金を活用し、実施しております。

その中で、復帰センターとの連携による共生のまちづくり等について、広く御理解いただくための取組の実施とともに、センター生の支援体制を含めた構想実現のための体制等を検討しているところであります。

センター生は、全国各地から入所しているため、出所後は親族のもとに帰られる方も多いと聞いており、出所後にどのように生活するかは、センター生本人の希望が第一になりますので、実際にどのくらいのセンター生が本市での生活を希望されるか、把握はできておりません。

また、本市で生活していくには、やはり仕事と居住が必要となりますが、どのくらいの市内事業者がセンター生を受け入れていただくかも——受け入れることを考えてくださるかなど、分からないことがあります。

ただ、多様性や再犯防止の重要性が高まっている昨今の社会状況等も踏まえれば、復帰センターが所在している本市といたしましては、出所後に、本市で頑張って人生をやり直したいと望むセンター生を支援していくことは、他の自治体ではなかな

かできない、大きな価値がある取組であり、この取組は、これまで本市が取り組んできた地域共生社会の推進につながるものではないかと考えております。

先ほど申し上げたようなことも含め、不確定要素が多分にある難しい取組ではありますが、市民や市内事業者の皆様の御理解をいただきながら、また、関係者の方々の御協力をいただきながら、どのように市内で受入れ、支援していけるのかを考え、本市としてできることに取り組んでまいりたいと考えております。

出所後の居住の確保については、国の第二次再犯防止推進計画においても、適切な居住先、適切な帰住先の確保は、地域社会において、安定した生活を送るために欠かせない基盤とされており、そのためには、住む場所がしっかりと確保されていることが大変重要と考えております。

本市の住宅関係の状況として、県内他市と比較し、持家率が高く、民間賃貸の割合が低いという特徴があると承知しており、センター生の出所後の居住に限らず、市外からの転入者の居住環境の整備や確保は課題であると認識しております。

そのような状況の中で、本市での生活を希望するセンター生の出所後の居住確保支援に当たっては、本市に係る知識が乏しい上に、出所者という難しい事情にあることを理解しつつ、市内で寮などをお持ちの事業者との連携、市営住宅の活用、空き家の掘り起こしとその活用、居住支援に係る制度との連携など、市内外の関係者と協力し、市でできる取組を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（高木法生君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。

（聞き取り不可）の要因については様々な課題があるということで、今市長からも説明を伺ったところでございます。様々な要因の要素があって、また、地元の協力も必要ということでもあります。

そういった中で、やっぱりそのところ、敷居が高いところをどう乗り越えていくかということも大事であります。そういった出所後の経営者の方が、普通親元に帰ること多いですけども、そういったところに帰らないという人も当然おられると思っております。だから、しっかりとセンターで介護の勉強して、そして資格も取れば、介護職の人材が非常に不足しているという背景もあります。だからそういった方をしっかりと受け入れて、私はいくことが大事であり、社会復帰促進セン

ターが美祢市にあっても、そういった女性、男性とは言いませんが、介護で、しっかりともう特別養護老人ホームとかもありますし、そういったところで働いていただく、こういった土量のある経営者が受入れていって、住宅も確保きちんとされるということは、私は大事と思っております。

また、私の伺ったところでは、そういった対象者の方はまだ美祢市では出ていないという、こういったと思いますけれども、今後、創生監もおられますし、担当されております。こういったおられるときに、こういった刑余者を受け入れて、美祢市の地元でも、しっかりと元気で働いていっていただく、こういったところのものを、まず、1人からつくり込んでいくことが大切だと思いますけれども、これについてお伺いいたします。

○副議長（高木法生君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 岡山議員の御質問にお答えします。

出所後の就労の確保については、国の第二次再犯防止推進計画においても、不安定な就労が再犯の要因になっていることを前提に、就労に係る各種取組を実施することとされており、こちらも、住む場所と並んで安定した生活を送るために、大変重要な点であると考えております。

本市の就労関係の状況としては、近年、生産年齢人口の減少などを要因として、求人募集数が求職者数を上回っている傾向があり、全体として、担い手が不足している現状にあります。

先ほど市長が答弁したとおり、センター生が出所後に、市内で就労するに至るには、センター生が出所後、本市での生活を希望していること、市内の事業者が、センター生の受入れに前向きであることが必須条件であります。その上でセンター生と市内事業者が面接等を通して、お互いを理解し、業種や就労条件等を含めて合意し、採用等につながっていくことが理想であると考えております。

そうした流れの中で、市内事業者に係る情報の取りまとめ、必要に応じた復帰センターやセンター生と市内事業者とのつなぎ、ハローワークや保護観察手段など、出所者の就労に係る関係者との連携など、本市でできる取組を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 岡山議員。



○11番（岡山 隆君） ちょっともう時間もなくなりましたので、最後の質問に移ります。

刑余者が出所する前にですね、自らの居場所づくりを構築できるよう支援することは刑余者だけではなく、それを受け入れる地域社会にとっては素晴らしいことではないかと思っております。

刑余者が所して、美祢市に居住すれば、どのような社会的メリットがあり、社会福祉はどのように恵まれているかと、刑余者が出所する前にお知らせする体制を整えることが必要と思います。刑余者の日々の生活に対する継続的支援として、行政はどのようなお考えなのでしょう。今もちょっと説明ありましたがけれども、再度、よろしく申し上げます。

○副議長（高木法生君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 岡山議員の御質問にお答えします。

センター生が出所後に、市内で就労、居住することになった場合、センター生本人にも、受け入れた市内事業者等にも、様々な点で支援が必要になってくるのではないかと考えております。

また、受入れに係る支援を実施していくに当たっては、地域社会の理解があつてこそと考えております。御理解をいただくためには、まずは相手方を知ることが第一歩であると考えております。その点から、現在、復帰センターやセンター生、復帰センターとの連携による共生のまちづくりについてなど、市民をはじめ、市内の事業所の皆様に知っていただき、理解していただくためのセミナー等の取組を行っているところであり、この取組は、来年度以降も一定程度継続していければと考えております。

その上で、御質問の日々の生活に対する継続的支援という点では、今後、市として、就労、住居、更生保護等に関する市内外の関係者と連携し、センター生と市内事業者双方の御相談に対応できるような体制を整え、本市での生活受入れが問題なくできるよう支援してまいりたいと考えております。

また、現在、検討中ではございますが、相談対応等の具体的な内容が固まりましたら、センター生に周知していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（高木法生君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。

しっかりとですね、今後、行政としても、こういった刑余者の、美祢市でどうしても介護職とかそういったところで働いていきたいというこういった意向、意思のある方については、しっかり福利厚生など、こういった行政のサービスがあるかなど、しっかりと知らせていくことが大事ではないかと、このように思っております。それを直接、自治体、行政でやるのはなかなか難しいところが私はあるんじゃないかと思っておりますので、例えば、それを特別養護老人ホームの施設の組織でやるのか、また、社会福祉協議会等で、そういったところの部署を設けて、出所後の刑余者の生活支援をしっかりとですね、滞りなく美祢市で働けるよう、こういった調整役としておる存在、そういったところのものちゅうたら、支援金などがちょっと必要になってくるかも分かりませんが、そういったところもきちんと設けることによって、刑余者の美祢で働くためのやっぱり喜びというのを知らせていくということが私は重要ではないかと思っております。

そういったところを今後、どうか社会福祉協議会等、そういったところで、行政としても支援金を与えてやっていただければ、私は、よりこういった刑余者の方が、この美祢市で住んでいくに当たって、非常にいい支援策になるんじゃないかと考えておりますので、最後、この点について御答弁、3分しかありません。よろしくお願ひします。

○副議長（高木法生君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 岡山議員の再質問にお答えします。

福祉行政サービス等の情報の周知につきましては、日頃から各部署で行っており、まずは、地方防災行政アプリ、ホームページ、有線放送等で、御覧いただくことが必要であると考えております。

これに加えて、先ほどお答えした相談対応の中で、必要に応じてお困り事等に応じた情報提供ができれば理想と考えており、そのような対応ができないかと、今、検討してるところでございます。

以上です。

○副議長（高木法生君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 今後ともですね、今回、社会復帰促進センターの刑余者のこういった支援について、質問させていただきました。やっぱり人に優しい、なかな

か難しい部分あると思いますけれども、こういったところを人に寄り添う、こういった支援策というものを、行政としても、従来の考え方を踏襲するのではなく、一歩前進した、こういった支援策に進めていっていただきたいことをお願いを申し上げます、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

〔岡山 隆君 自席に着く〕

○副議長（高木法生君） 以上をもちまして、本日予定されました一般質問は終了いたします。残余の一般質問につきましては、明日と明後日、行いたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 3 時16分散会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年12月5日

美祢市議会議長

美祢市議会副議長

会議録署名議員

〃